

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしました。

このため平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」を設置し、以後、情報提供事例の検討を重ねるとともに、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、審査情報提供検討委員会を重ね提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意ください。

平成19年9月

## 1 赤血球沈降速度測定（ESR）とC反応性蛋白（CRP定量）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

原則として、同一検体での赤血球沈降速度測定（ESR）とC反応性蛋白（CRP定量）の併施算定は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

ESRとCRP検査データは、通常、並行的に変化するものであるが、両者のデータの乖離（かいり）は炎症初期及び回復期等に認められる場合がある。また、血管内凝固症候群など両者の乖離（かいり）が診断のきっかけとなることもあるなど、両者の併施は有用である。

## 2 赤血球沈降速度測定（ESR）（高血圧症）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

初診時以外で、「高血圧症」のみの病名に対する赤血球沈降速度測定（ESR）の算定は認められない。

### ○ 取扱いを定めた理由

「高血圧症」とESRは病態生理学的にみて、必然的な検査とは認められない。

### 3 HbA1c検査（膵臓疾患）

《平成17年4月25日新規》

#### ○ 取扱い

原則として、糖尿病若しくは糖尿病疑いの明示がなく、膵臓疾患のみの場合のHbA1c検査は認められない。

#### ○ 取扱いを定めた理由

HbA1c検査は、糖尿病の治療のコントロールを目的として実施される検査であり、「糖尿病」または「糖尿病疑い」の場合に認められる検査である。

#### ○ 留意事項

膵臓疾患、特に慢性膵炎では糖尿病の合併が多く見られ、血糖値の平均を評価することには臨床的有用性がある。こうした場合は「糖尿病」または「糖尿病疑い」等の病名を明細書に記載することとなるが、これらの病名がない場合には、詳記等により検査をする医学的な必要性が認められる場合に限られる。

### 4 HbA1c検査（肝臓疾患）

《平成17年4月25日新規》

#### ○ 取扱い

原則として、糖尿病若しくは糖尿病疑いの明示がなく、肝臓疾患のみの場合のHbA1c検査は認められない。

#### ○ 取扱いを定めた理由

HbA1c検査は、糖尿病の治療のコントロールを目的として実施される検査であり、「糖尿病」または「糖尿病疑い」の場合に認められる検査である。

#### ○ 留意事項

肝疾患、特に肝硬変等では糖尿病の合併が多く見られ、血糖値の平均を評価することには臨床的有用性がある。こうした場合は「糖尿病」または「糖尿病疑い」等の病名を明細書に記載することとなるが、これらの病名がない場合には、詳記等により検査をする医学的な必要性が認められる場合に限られる。

## 5 出血時間測定（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前の出血時間測定は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロデューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。

活性化部分トロンボプラスチン時間測定、プロトロンビン時間測定はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間測定は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

## 6 プロトロンビン時間測定（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前のプロトロンビン時間測定は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロデューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。

活性化部分トロンボプラスチン時間測定、プロトロンビン時間測定はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間測定は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

## 7 活性化部分トロンボプラスチン時間測定（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査施行前の活性化部分トロンボプラスチン時間測定は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

心臓カテーテル法による諸検査には、右心・左心カテーテルを含む。それぞれ静脈、動脈にシースイントロドューサーを挿入し、必要とするカテーテルにより検査を施行する。検査終了時の止血は主に圧迫止血である。

活性化部分トロンボプラスチン時間測定、プロトロンビン時間測定はそれぞれ内因系及び外因系の止血異常を、また、出血時間測定は血小板機能を始め血管壁やその周囲組織の状況を含めた止血検査の基本となるものであり、心臓カテーテル検査を実施するに当たって有意義な検査と認められる。

## 8 血液ガス分析

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

急性期の呼吸不全の場合、毎日複数回の血液ガス分析の算定は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

急性期の呼吸不全とは、血液ガス上  $P a O_2$  の低下、 $P a C O_2$  の上昇がもたらされる状態であり、血液ガスを正常化させる呼吸管理が治療上最も重要であり、その為には複数回の血液ガス分析は必要と認められる。

### ○ 留意事項

1日の必要回数については、個々の病状により異なる。急性期とは、通常、1～2週間程度である。

## 9 T3、FT3、T4、FT4

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

原則として、T3とFT3、T4とFT4の併施は認められない。  
T3およびT4、あるいはFT3およびFT4の組み合わせによる併施は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

日常の臨床の場で、甲状腺ホルモンの動向をみるためには、特定の場合を除き総甲状腺ホルモンT3、T4の測定によるのみでも可能であるが、総甲状腺ホルモン（T3やT4）は、血中ではその大部分が蛋白（TBG等）と結合した形で存在しており、実際の生体での作用は遊離系のfreeT3（FT3）、freeT4（FT4）濃度によって決定されることから、病態の把握には遊離ホルモンの測定がより有用となる。また、甲状腺ホルモンの総量と遊離系ホルモン量とは概ね相関して増減することから、特定の場合を除き、甲状腺ホルモンの測定は、その遊離系ホルモン量あるいは甲状腺ホルモン総量測定のいずれかによることが望ましい。

### ○ 留意事項

まれに、TBG異常症等でT3・T4とFT3・FT4との間に乖離（かいり）が見られることがあり、臨床的にそのようなことが想定されT3とFT3、T4とFT4の併施測定の医学的必要性が認められる場合に限り認められる。

## 10 梅毒脂質抗原使用検査（定性）（心臓カテテル法）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

心臓カテテル法による諸検査など観血的検査やPTCA施行前の梅毒脂質抗原使用検査（定性）は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

### ○ 留意事項

梅毒脂質抗原使用検査（定量）の算定は認められない。

## 1.1 HBs抗原（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査やPTCA施行前のHBs抗原は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

B型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

## 1.2 HCV抗体価精密測定（心臓カテーテル法）

《平成17年4月25日新規》

### ○ 取扱い

心臓カテーテル法による諸検査など観血的検査やPTCA施行前のHCV抗体価精密測定は認められる。

### ○ 取扱いを定めた理由

C型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

### 1.3 梅毒脂質抗原使用検査（定性）（人工腎臓実施時）

《平成17年4月25日新規》

- **取扱い**  
人工腎臓実施時（初回）に梅毒脂質抗原使用検査（定性）の算定は認められる。
- **取扱いを定めた理由**  
梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。
- **留意事項**  
梅毒脂質抗原使用検査（定量）の算定は認められない。

### 1.4 HBs抗原（人工腎臓実施時）

《平成17年4月25日新規》

- **取扱い**  
人工腎臓実施時（初回）にHBs抗原の算定は認められる。
- **取扱いを定めた理由**  
B型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施するに当たって、感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。



## 15 HCV抗体価精密測定（人工腎臓実施時）

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
人工腎臓実施時（初回）にHCV抗体価精密測定の算定は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
C型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することが稀ではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、観血的検査等を実施することに当たって、感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

## 16 細菌顕微鏡検査

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
原則として、血液培養の際の検体での細菌顕微鏡検査は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
臨床的に感染症の診療に当っては、原虫類、一部のスピロヘータ類は塗抹検査でその種類を特定できるが、細菌類、真菌類の多くは培養検査の結果を待たなければならない。  
また、検体塗抹検査によって菌が検出されるためには、材料中に多量の菌の存在が必要であり、化学療法が普及した今日にあっては、塗抹検査で菌の検出されることは極めて限られており、日常診療での有用性は極めて限られていると判断される。
- 留意事項  
原則として、血液培養の際の検体からの細菌顕微鏡検査は認められないが、マラリア、アメーバ赤痢等顕微鏡検査による形態学的診断が極めて重要な役割を演じる疾患であって、当該疾病を疑う医学的必要性が認められる場合は、D005-7血中微生物検査により算定する。

## 17 ネブライザー（気管支炎）

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
原則として、気管支炎に対する喉頭及び喉頭下ネブライザーの算定は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
喉頭及び喉頭下ネブライザーによる吸入療法は、気管支へも到達し得るものであり、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し優れた効果と安全性を両立するものであることから気管支炎に対しても有効であると認められる。
- 留意事項  
薬剤塗布の目的をもって行った加圧スプレー使用は、J098口腔・咽頭処置により算定する。

## 18 ネブライザー（喘息）

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
原則として、喘息に対する喉頭及び喉頭下ネブライザーの算定は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
喉頭及び喉頭下ネブライザーによる吸入療法は、気管支へも到達し得るものであり、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し優れた効果と安全性を両立するものであることから気管支炎に対しても有効であると認められる。
- 留意事項  
薬剤塗布の目的をもって行った加圧スプレー使用は、J098口腔・咽頭処置により算定する。

19 超音波ネブライザー（気管支炎）

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
気管支炎に超音波ネブライザーの算定は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
吸入療法は、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し、優れた効果と安全性を両立するものであり、気管支炎に対して有効であると認められる。

20 超音波ネブライザー（喘息）

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
喘息に超音波ネブライザーの算定は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
吸入療法は、全身療法に比べ、より少量の薬剤が効率的に病変部位に達し、優れた効果と安全性を両立するものであり、喘息に対して有効であると認められる。

## 2.1 介達牽引（腰痛症）

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
原則として、腰痛症に対しての介達牽引は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
腰痛症に対する介達牽引は教科書にも有効な治療法として記載されている。
- 留意事項  
原則として、腰痛症に対して介達牽引は認められるが、急性期や筋膜性腰痛症等には症状を悪化させることがあるので、事例によっては適応とならない場合もある。

## 2.2 消炎鎮痛等処置とトリガーポイント注射

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
消炎鎮痛等処置とトリガーポイント注射の併施は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
トリガーポイント注射は、圧痛点到局麻剤又は局麻剤を主剤とする薬剤を注射して疼痛の軽減を図る手技であり、一方、消炎鎮痛等処置は、湿布・マッサージ・器具などを用いて患部の消炎・鎮痛を図る処置で別範疇の医療行為である。  
両者ともそれぞれ有効な治療手段であり、それらの併施を過剰とする考え方は適切とはいえない。

## 2.4 真皮縫合加算（踵）

《平成17年4月25日新規》  
《平成21年8月6日更新》

- 取扱い  
踵にあつては、真皮縫合加算は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
真皮縫合は縫合痕を目立ちにくく縫う方法であり、露出部において算定可能である。踵部は通常縫合痕が目立つ部位ではないため、真皮縫合加算の算定は適当とはいえない。

## 2.5 仙骨部硬膜外ブロック

《平成17年4月25日新規》

- 取扱い  
原則として、陳旧例であっても、しばしば再発、症状の増悪を繰り返す「坐骨神経痛」に対し、仙骨部硬膜外ブロックは認められる。
- 取扱いを定めた理由  
神経ブロックは坐骨神経痛に対して有効な治療手段である。  
坐骨神経痛は難治性で陳旧例であっても、しばしば再発・症状の増悪を繰り返すことが多い疾患であるため、症状に応じては神経ブロックをその都度施行せざるを得ない事例がある。

## 2.6 血液ガス分析

《平成18年3月27日新規》

### ○ 取扱い

原則として、症状の安定している慢性期の呼吸不全においては、毎日複数回の「血液ガス分析」の実施は認められない。

### ○ 取扱いを定めた理由

室内気吸入時の動脈血酸素分圧 ( $P_{aO_2}$ ) が  $60\text{ Torr}$  以下の状態が1か月以上持続する状態を慢性呼吸不全というが、慢性期の呼吸不全患者での動脈血ガス分析による経過観察は、通常1～6か月間隔で行う。在宅酸素療法の患者など症状・重症度によっては自ずから頻回の測定が必要となる場合もあり、また適宜外来等においてパルスオキシメーターによる管理も行われるが、連日複数回の「血液ガス分析」は通常の慢性呼吸不全においてはその必要性は認められない。

### ○ 留意事項

慢性呼吸不全の急性増悪期にあつては、連日あるいは1日に複数回の動脈血ガス分析が必要となる場合もあり、このような症例に対しては認められる。

## 2.7 リポ蛋白分画とコレステロール分画

《平成18年3月27日新規》

《平成21年1月29日更新》

### ○ 取扱い

原則として、リポ蛋白分画とコレステロール分画の併施は認められない。

### ○ 取扱いを定めた理由

脂質異常症は、血液中の脂質すなわちLDL-Cコレステロール(LDL-C)、HDLコレステロール(HDL-C)、トリグリセリド(TG)のうち少なくとも一つが病的範囲にある状態をいう。

日本動脈硬化学会では、脂質異常症の診断基準として、LDL-C  $140\text{ mg/dl}$  以上、TG  $150\text{ mg/dl}$  以上を挙げ、HDL-C  $40\text{ mg/dl}$  未満を低HDL-C血症としている。また、同学会の動脈硬化性疾患予防ガイドラインはLDL-Cを重視し、患者を冠動脈疾患の有無とLDL-C以外の主要危険因子により4カテゴリーに分け、その脂質管理目標値に従った管理を推奨している。

一方、リポ蛋白は脂質と蛋白の複合体をさし、カイロミクロン、超低比重リポ蛋白(VLDL)、低比重リポ蛋白(LDL)、高比重リポ蛋白(HDL)が含まれる。ある種の病的状態で中間比重リポ蛋白(ILD)あるいはレムナントが増加する。

従来、脂質異常症の分類については、脂質代謝過程で障害されている経路や機構を把握する目的でリポ蛋白分画が測定され、Fredricksonの分類を改変したWHOの表現型分類が用いられている。

しかし、実際の臨床の場では上記の日本動脈硬化学会の基準に基づいた診療が行われている。また、リポ蛋白は脂質値(コレステロール分画)やアポ蛋白値と相関して変動することが多く、コレステロール分画についてはその測定も容易であり、その測定値でリポ蛋白の値を類推できることから、日常の脂質異常症の診療はコレステロール分画測定にて足りると考えられ、原則として両検査の併施は認められない。

### ○ 留意事項

治療上必要となる場合は、当該理由を詳記することにより認められる場合もある。

## 28 梅毒脂質抗原使用検査（定性）

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
原則として、内視鏡検査時における梅毒脂質抗原使用検査（定性）は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
梅毒は、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

## 29 HBs抗原

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
原則として、内視鏡検査時におけるHBs抗原は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
B型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することがまれではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

### 30 HCV抗体価精密測定

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
原則として、内視鏡検査時におけるHCV抗体価精密測定は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
C型肝炎は、日常の臨床現場で遭遇することがまれではない感染症であるが、血液を介して感染が広がるおそれがあることから、内視鏡検査を実施するにあたって感染の有無の確認を行うことに意義は認められる。

### 31 インスリン精密測定（IRI）

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
原則として、糖尿病確定後の患者に対して、インスリン精密測定（IRI）は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。糖尿病の病態把握、特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要な場合もある。  
まれな病型であるが、slowly progressive I型糖尿病においては、発症初期には一見II型糖尿病のような臨床症状を呈する。
- 留意事項  
CPRとの併施は、インスリン異常症等の場合を除き原則として認められない。  
インスリン治療中は認められない。



### 3.2 C-ペプチド精密測定 (CPR)

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
原則として、糖尿病確定後の患者に対して、C-ペプチド精密測定 (CPR) は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
糖尿病として診断されても、その型別の判断が困難である症例も見受けられる。特にインスリン抵抗性を知るために、一定間隔での経過観察が必要である。  
まれな病型であるが、slowly progressive I型糖尿病においては、発症初期には一見II型糖尿病のような臨床症状を呈する。また、小児・若年の糖尿病においては、発症初期の場合が多く、病型の判定の困難なことがある。
- 留意事項  
IRIとの併施は、インスリン異常症等の場合を除き原則として認められない。

### 3.3 真皮縫合 (指)

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
指にあつては、真皮縫合加算は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
皮膚は、表面より表皮・真皮に分けられ、真皮には血管・神経 (知覚神経) ・筋肉 (起毛筋) ・皮脂腺・毛根が存在する。表在感覚 (知覚) が不可欠な指において、この部分の損傷や癒痕形成は可及的最小限にするべきであり、真皮層に癒痕を遺残する真皮縫合はむしろ有害である。指の背側面においては、真皮層が薄く真皮縫合は手技上不可能である。指の手術に際しては、特に手掌面において知覚障害の発生を防止するとともに、極力癒痕拘縮を残さないことが重要である。

### 34 星状神経節ブロック

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
アレルギー性鼻炎に対し、星状神経節ブロックは認められない。
- 取扱いを定めた理由  
星状神経節ブロックにより症状が緩和することは、他の疾患に併発したアレルギー性鼻炎に星状神経節ブロックを施行し、症状が改善したと経験的にいわれているところであるが、星状神経節ブロックによって鼻腔周辺の血流が増し、鼻粘膜の腫脹、鼻汁の増加をきたすことがあり、必ずしも有効とは言いがたい。星状神経節ブロックにより症状の改善する症例（鼻閉症例）もあるようだが、根本的な治療とは言えない。
- 留意事項  
医学的根拠に乏しいため現状では認められない。

### 35 神経根ブロック

《平成18年3月27日新規》

- 取扱い  
原則として、外来患者に対する、神経根ブロックの算定は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
病名に〇〇〇神経根症や〇〇〇根性神経症など特定の神経根に由来する疼痛疾患（例えば、椎間板ヘルニア、脊椎狭窄症などで根性症状のあるもの）であれば、適応症として認められる。
- 留意事項  
神経根を特定して神経ブロックを行うためには、造影又は透視下に正確に神経根を特定しなければならず、こうした処置が神経根ブロックと同時に終わっている必要がある。

### 3.6 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

《平成19年3月16日新規》

《平成21年1月29日更新》

#### ○ 取扱い

原則として、病理組織標本作製のみを施行している場合、ヘリコバクター・ピロリの除菌判定のための免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製4のその他（1臓器につき）は認められない。

#### ○ 取扱いを定めた理由

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて（平成12年10月31日保険発第180号）」に即していない。

#### ○ 留意事項

除菌後は菌数が減るため検出しにくいこと、また雑菌が増えることがあり、その鑑別に免疫染色が必要である場合があること。

### 3.7 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製

《平成19年3月16日新規》

《平成21年1月29日更新》

#### ○ 取扱い

原則として、病理組織標本作製のほかにヘリコバクター・ピロリ関連の検査を施行している場合、ヘリコバクター・ピロリの除菌判定のための免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製4のその他（1臓器につき）は認められない。

#### ○ 取扱いを定めた理由

「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて（平成12年10月31日保険発第180号）」に即していない。

### 39 リウマトイド因子 (RAHA)

《平成19年3月16日新規》

《平成20年7月31日更新》

- 取扱い  
原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対するリウマトイド因子 (RAHA) は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
RAHAなどのリウマトイド因子の測定は、膠原病の代表疾患である関節リウマチ (RA) の診断に欠かせない検査であり、RAHAは抗核抗体とともに、膠原病の特徴である自己抗体の存在を検討する上で基本的な検査である。  
したがって、RAHAは膠原病の診断を進める際に用いる検査として有用である。

### 40 血清補体価 (CH50)

《平成19年3月16日新規》

- 取扱い  
原則として、初診時に「膠原病の疑い」の病名に対する血清補体価 (CH50) は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
血清補体検査は、その病態にII型・III型アレルギー機序が関与する膠原病 (全身性エリテマトーデス、クリオグロブリン血症、血管炎候群等) では低値を示すことが一般的に知られている。  
したがって、CH50は膠原病の診断を進める際に用いる血清補体検査として有用である。

#### 4.3 耐糖能精密検査

《平成19年3月16日新規》

- **取扱い**  
原則として、「糖尿病疑い」の初診月に耐糖能精密検査(糖負荷試験)は認められる。
- **取扱いを定めた理由**  
血糖値、HbA1Cの数値により強く糖尿病が疑われる場合、負荷時におけるインスリン精密又はCペプチドの測定は、糖尿病の診断だけでなく、インスリン分泌能、インスリン初期分泌の低下、インスリン抵抗性等を同時に把握でき、病型・病態の診断や治療法の選択上必要である。

#### 4.4 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

- **取扱い**  
原則として、腎悪性腫瘍に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドブラ法加算は認められる。
- **取扱いを定めた理由**  
腎癌の大半は血管の豊富な腫瘍であり診断的価値は大きい。また腎静脈、下大静脈などへの腫瘍浸潤の診断にも有用である。
- **留意事項**  
原則として良性腫瘍では有用性は低い。腎血管筋脂肪腫などの血管の豊富な腫瘍では、パルスドブラ法が必要である場合がある。

#### 45 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

- 取扱い  
原則として、尿管腫瘍に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドブラ法加算は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
尿管腫瘍は血流がほとんど存在せず、小さいので診断的価値が少ない。
- 留意事項  
原則として良性腫瘍では有用性は低いが、進行病変では診断的価値が高いことから、悪性腫瘍、血管病変では必要である場合がある。

#### 46 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

- 取扱い  
原則として、精索静脈瘤に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドブラ法加算は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
手術適応の決定の際に、精索静脈の血流状態の診断が必要である。

#### 4.7 超音波検査

《平成19年3月16日新規》

- 取扱い  
精索及び精巣捻転症に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
精巣温存のためには緊急手術を要する疾患であり、その手術適応の決定の際に、精巣の血行障害の診断が必要である。

#### 4.8 アメジニウムメチル硫酸塩①(循環器科1)

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
低血圧治療剤(219)
- 成分名  
アメジニウムメチル硫酸塩(メチル硫酸アメジニウム)【内服薬】
- 主な製品名  
リズムック錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
本態性低血圧、起立性低血圧、透析施行時の血圧低下の改善
- 薬理作用  
昇圧作用
- 使用例  
原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
起立性低血圧と起立性調節障害は、同様の疾患概念であり、薬理作用が同様と推定される。

#### 49 アドレナリン（循環器科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
副腎髄質ホルモン（245）
- 成分名  
アドレナリン【注射薬】
- 主な製品名  
ボスミン注
- 承認されている効能・効果
  - ① 次の疾患に基づく気管支痙攣の緩解：気管支喘息、百日咳
  - ② 各種疾患もしくは状態に伴う急性低血圧又はショック時の補助治療
  - ③ 局所麻酔薬の作用延長
  - ④ 手術時の局所出血の予防と治療
  - ⑤ 心停止の補助治療  
(※蘇生など緊急時の用法・用量は、通常成人0.25mgを超えない量を生理食塩液などで希釈し、できるだけゆっくりと静注する。なお、必要があれば5～15分ごとにくりかえす。)
  - ⑥ 虹彩毛様体炎時における虹彩癒着の防止
- 薬理作用  
交感神経興奮作用
- 使用例  
原則として、「アドレナリン」を心停止時の心拍再開のため、1回1mg静注（反復投与）した場合、審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
救急蘇生法の指針（日本版救急蘇生ガイドライン）において心停止時のアドレナリン静脈投与は、1回1mg3～5分間隔で追加投与するとされている。

#### 50 テクロピジン塩酸塩（循環器科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗血小板剤（339）
- 成分名  
チクロピジン塩酸塩（塩酸チクロピジン）【内服薬】
- 主な製品名  
パナルジン細粒、パナルジン錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 血管手術及び血液体外循環に伴う血栓・塞栓の治療並びに血流障害の改善
  - ② 慢性動脈閉塞症に伴う潰瘍、疼痛及び冷感等の阻血性諸症状の改善
  - ③ 虚血性脳血管障害（一過性脳虚血発作（TIA）、脳梗塞）に伴う血栓・塞栓の治療
  - ④ クモ膜下出血術後の脳血管攣縮に伴う血流障害の改善
- 薬理作用  
血小板凝集抑制作用
- 使用例  
原則として、「チクロピジン塩酸塩」を「冠動脈ステント留置後の血栓予防」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
承認された効能効果に血管手術及び血液体外循環に伴う血栓・塞栓の治療並びに血流障害の改善の記載があり、薬理作用が同様と推定される。



## 5.1 カルバマゼピン（麻酔科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
向精神作用性てんかん・躁状態治療剤（113・117）
- 成分名  
カルバマゼピン【内服薬】
- 主な製品名  
テグレトール細粒、テグレトール錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 精神運動発作、てんかん性格及びてんかんに伴う精神障害、てんかんの痙攣発作：強直間代発作（全般痙攣発作、大発作）
  - ② 躁病、躁うつ病の躁状態、統合失調症の興奮状態
  - ③ 三叉神経痛
- 薬理作用  
抗痙攣作用、抗興奮作用
- 使用例  
原則として、「カルバマゼピン」を「抗痙攣薬の神経因性疼痛、各種神経原性疼痛、がん性疼痛」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
三叉神経痛などの神経因性疼痛に対して有効であり、薬理作用が同様と推定される。

## 5.2 ドパミン塩酸塩（麻酔科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
急性循環不全改善薬（211）
- 成分名  
ドパミン塩酸塩（塩酸ドパミン）【注射薬】
- 主な製品名  
イノバン注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 急性循環不全（心原性ショック、出血性ショック）
  - ② 次のような急性循環不全状態に使用する：(1)無尿、乏尿や利尿剤で利尿が得られない状態、(2)脈拍数の増加した状態、(3)他の強心・昇圧剤により副作用が認められたり、好ましい反応が得られない状態
- 薬理作用  
カテコラミン作用
- 使用例  
原則として、「ドパミン塩酸塩」を「麻酔時の昇圧、乏尿等の急性循環不全の前状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

### 53 ジアゼパム（小児科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
マイナートランキライザー（112）
- 成分名  
ジアゼパム【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
ホリゾン錠、ホリゾン散、ホリゾン注射液、セルシン錠、セルシン散、セルシン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
＜内服＞
  - ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
  - ② うつ病における不安・緊張
  - ③ 心身症（消化器疾患、循環器疾患、自律神経失調症、更年期障害、腰痛症、頸肩腕症候群）における身体症状並びに不安・緊張・抑うつ
  - ④ 次の疾患における筋緊張の軽減：脳脊髄疾患に伴う筋痙攣・疼痛
  - ⑤ 麻酔前投薬＜注射＞
  - ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
  - ② 次の疾患及び状態における不安・興奮・抑うつの軽減：麻酔前、麻酔導入時、麻酔中、術後、アルコール依存症の禁断（離脱）症状、分娩時
  - ③ 次の状態における痙攣の抑制：てんかん様重積状態、有機リン中毒\*）、カーバメート中毒（\*は、一部の製品のみ）
- 薬理作用  
鎮静作用、抗不安作用、抗痙攣作用、筋弛緩作用、自律神経安定化作用
- 使用例  
原則として、「ジアゼパム」を「新生児痙攣、鎮静」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、乳児には慎重投与、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

### 55 ジソピラミド（小児科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
不整脈治療剤（212）
- 成分名  
ジソピラミド【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
リスモダンカプセル、リスモダンR錠、リスモダンP静注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
＜錠＞  
次の状態で他の抗不整脈薬が使用できないか、又は無効の場合：頻脈性不整脈  
＜カプセル＞  
次の状態で他の抗不整脈薬が使用できないか、又は無効の場合：期外収縮、発作性上室性頻脈、心房細動  
＜注射＞  
緊急治療を要する次の不整脈：期外収縮（上室性、心室性）、発作性頻拍（上室性、心室性）、発作性心房細・粗動
- 薬理作用  
不整脈抑制作用
- 使用例  
原則として、「ジソピラミド」を「小児の頻脈性不整脈」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

56 スピロノラクトン（小児科4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗アルドステロン性利尿降圧剤（213）
- 成分名  
スピロノラクトン【内服薬】
- 主な製品名  
アルダクトンA細粒、アルダクトンA錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 高血圧症（本態性、腎性等）
  - ② 心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、特発性浮腫、悪性腫瘍に伴う浮腫及び腹水、栄養失調性浮腫
  - ③ 原発性アルドステロン症の診断及び症状の改善
- 薬理作用  
抗アルドステロン作用
- 使用例  
原則として、「スピロノラクトン」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、乳児には慎重投与、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

57 ヒドロクロロチアジド（小児科5）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
チアジド系降圧利尿剤（213）
- 成分名  
ヒドロクロロチアジド【内服薬】
- 主な製品名  
ダイクロトライド錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
高血圧症（本態性、腎性等）、悪性高血圧症、心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、月経前緊張症、薬剤（副腎皮質ホルモン、フェニルブタゾン等）による浮腫
- 薬理作用  
降圧利尿作用
- 使用例  
原則として、「ヒドロクロロチアジド」を「腎性尿崩症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、乳児は電解質バランスがくずれやすいため慎重投与と記載があることに留意して使用されるべきものであること。

58 エナラプリルマレイン酸塩（小児科6）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
ACE阻害剤（214・217）
- 成分名  
エナラプリルマレイン酸塩（マレイン酸エナラプリル）【内服薬】
- 主な製品名  
レニベース錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 本態性高血圧症、腎性高血圧症、腎血管性高血圧症、悪性高血圧症
  - ② 次の状態で、ジギタリス製剤、利尿剤等の基礎治療剤を投与しても十分な効果が認められない場合：慢性心不全（軽症～中等症）
- 薬理作用  
アンギオテンシン変換酵素阻害作用
- 使用例  
原則として、「エナラプリルマレイン酸塩」を「小児の高血圧、小児の心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

59 イソソルビド硝酸エステル（小児科7）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
冠動脈拡張剤（217）
- 成分名  
イソソルビド硝酸エステル（硝酸イソソルビド）【外用薬】
- 主な製品名  
フランドルテープ、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
狭心症、心筋梗塞（急性期を除く）、その他の虚血性心疾患
- 薬理作用  
血管拡張作用
- 使用例  
原則として、外用の「イソソルビド硝酸エステル」を「心不全」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

60 アメジニウムメチル硫酸塩②(小児科8)

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
低血圧治療剤(219)
- 成分名  
アメジニウムメチル硫酸塩(メチル硫酸アメジニウム)【内服薬】
- 主な製品名  
リズムック錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
本態性低血圧、起立性低血圧、透析施行時の血圧低下の改善
- 薬理作用  
昇圧作用
- 使用例  
原則として、「アメジニウムメチル硫酸塩」を「小児の起立性調節障害」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
起立性低血圧と起立性調節障害は、同様の疾患概念であり、薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、乳児及び幼児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

61 ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム(小児科9)

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
副腎皮質ホルモン(245)
- 成分名  
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム(コハク酸ヒドロコルチゾンナトリウム)【注射薬】
- 主な製品名  
ソルコーテフ、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
急性循環不全(出血性ショック、外傷性ショック)及びショック様状態における救急
- 薬理作用  
副腎皮質不全補償作用
- 使用例  
原則として、「ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、小児等の発育抑制が現れることがあること、また、小児等へ長期投与した場合に頭蓋内圧亢進症状が現れることがあると記載があることに留意して使用されるべきものであること。

## 62 ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム（小児科10）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
副腎皮質ホルモン（245）
- 成分名  
ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム（リン酸ヒドロコルチゾンナトリウム）【注射薬】
- 主な製品名  
水溶性ハイドロコートン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
外科的ショック及びショック様状態における救急、又は術中術後のショック
- 薬理作用  
副腎皮質不全補償作用
- 使用例  
原則として、「ヒドロコルチゾンリン酸エステルナトリウム」を「循環系ショック状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、小児等の発育抑制が現れることがあること、また、小児等へ長期投与した場合に頭蓋内圧亢進症状が現れることがあると記載があることに留意して使用されるべきものであること。

## 63 ファモチジン（小児科11）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
H2受容体拮抗剤（232）
- 成分名  
ファモチジン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
ガスター散、ガスター錠、ガスターD錠、ガスター注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
<内服>
  - ① 胃潰瘍、十二指腸潰瘍、吻合部潰瘍、上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）、逆流性食道炎、Zollinger-Ellison 症候群
  - ② 次の疾患の胃粘膜病変（びらん、出血、発赤、浮腫）の改善：急性胃炎、慢性胃炎の急性増悪期<注射>
  - ① 上部消化管出血（消化性潰瘍、急性ストレス潰瘍、出血性胃炎による）、Zollinger-Ellison 症候群
  - ② 侵襲ストレス（手術後に集中管理を必要とする大手術、集中治療を必要とする脳血管障害・頭部外傷・多臓器不全・広範囲熱傷）による上部消化管出血の抑制
  - ③ 麻酔前投薬
- 薬理作用  
胃酸及びペプシン分泌抑制作用
- 使用例  
原則として、「ファモチジン」を「胃食道逆流現象」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
胃食道逆流現象は、食道粘膜障害を発生し逆流性食道炎、Zollinger-Ellison 症候群と同様であることから、薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、小児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

#### 64 チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物（小児科12）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
ビタミンB1（312）
- 成分名  
チアミン塩化物塩酸塩（塩酸チアミン）【内服薬・注射薬】  
チアミン硝化物（硝酸チアミン）【内服薬】
- 主な製品名
  - ・ チアミン塩化物：塩酸チアミン散、塩酸チアミン注射液
  - ・ チアミン硝化物：硝酸チアミン
- 承認されている効能・効果  
＜内服・注射＞
  - ① ビタミンB1欠乏症の予防及び治療
  - ② ビタミンB1の需要が増大し食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊産婦、授乳婦、激しい肉体労働時等）
  - ③ ウェルニッケ脳炎
  - ④ 脚気衝心
  - ⑤ 次の疾患のうち、ビタミンB1の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：神経痛、筋肉痛、関節痛、末梢神経炎・末梢神経麻痺、心筋代謝障害（なお、⑤の効能・効果に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）
- 薬理作用  
補酵素作用
- 使用例  
原則として、「チアミン塩化物塩酸塩、チアミン硝化物」を「ビタミンB1依存性楓糖尿症、ビルビン酸脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
ビタミンB1依存性楓糖尿症、ビルビン酸脱水素酵素異常症は、ビタミンB1依存性の代謝障害である。
- 留意事項  
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

#### 65 シアノコバラミン（小児科13）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
ビタミンB12（313）
- 成分名  
シアノコバラミン【注射薬】
- 主な製品名  
シアノコバラミン注射液
- 承認されている効能・効果
  - ① ビタミンB12欠乏症の予防及び治療
  - ② ビタミンB12の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、甲状腺機能亢進症、妊産婦、授乳婦等）
  - ③ 巨赤芽球性貧血
  - ④ 広筋裂頭条虫症
  - ⑤ 悪性貧血に伴う神経障害
  - ⑥ 吸収不全症候群（スプルー等）
  - ⑦ 次の疾患のうち、ビタミンB12の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：栄養性及び妊娠性貧血、胃切除後の貧血、肝障害に伴う貧血、放射線による白血球減少症、神経痛、末梢神経炎、末梢神経麻痺（なお、⑦の適応（効能又は効果）に対して、効果がないのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）
- 薬理作用  
補酵素作用
- 使用例  
原則として、「シアノコバラミン」を「ビタミンB12依存性メチルマロン酸血症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
ビタミンB12依存性メチルマロン酸血症は、ビタミンB12依存性の代謝障害である。
- 留意事項  
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

## 66 リボフラビン（小児科14）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
ビタミンB2（313）
- 成分名  
リボフラビン【内服薬】、リボフラビンリン酸エステルナトリウム（リン酸リボフラビンナトリウム）【注射薬】
- 主な製品名
  - ・ リボフラビン：リボフラビン散
  - ・ リン酸リボフラビンナトリウム：リン酸リボフラビンナトリウム注射液
- 承認されている効能・効果  
＜内服・注射＞
  - ① ビタミンB2欠乏症の予防及び治療
  - ② ビタミンB2の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、激しい肉体労働時等）
  - ③ 次の疾患のうち、ビタミンB2の欠乏又は代謝障害が関与すると推定される場合：(1)口角炎、(2)口唇炎、舌炎、肛門周囲及び陰部びらん、(3)急・慢性湿疹、脂漏性湿疹、(4)ペラグラ、(5)尋常性痤瘡、酒さ、(6)日光皮膚炎、(7)結膜炎、(8)びまん性表層角膜炎（なお、③の適応に対して、効果が無いのに月余にわたって漫然と使用すべきでない）
- 薬理作用  
補酵素作用
- 使用例  
原則として、「リボフラビン」を「ビタミンB2依存性マルチプルアシルC<sub>o</sub>A脱水素酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
ビタミンB2依存性マルチプルアシルC<sub>o</sub>A脱水素酵素異常症は、ビタミンB2依存性の代謝障害である。
- 留意事項  
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

## 67 ビオチン（小児科15）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
ビタミンH（319）
- 成分名  
ビオチン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
ビオチン散、ビオチン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
＜内服・注射＞  
急・慢性湿疹、小児湿疹、接触皮膚炎、脂漏性湿疹、尋常性痤瘡
- 薬理作用  
補酵素作用
- 使用例  
原則として、「ビオチン」を「ビオチン依存性マルチプルカルボキシラーゼ欠損症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
ビオチンは、カルボキシル化反応に必須の補酵素である。
- 留意事項  
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。



68 サプロプテリン塩酸塩（小児科16）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
天然型テトラヒドロビオプテリン（399）
- 成分名  
サプロプテリン塩酸塩（塩酸サプロプテリン）【内服薬】
- 主な製品名  
ビオプテン顆粒
- 承認されている効能・効果  
ジヒドロビオプテリン合成酵素欠損、ジヒドロプテリジン還元酵素欠損に基づく高フェニルアラニン血症（異型高フェニルアラニン血症）における血清フェニルアラニン値の低下
- 薬理作用  
フェニルアラニン代謝作用
- 使用例  
原則として、「サプロプテリン塩酸塩」を「BH4反応性フェニルアラニン水酸化酵素異常症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
BH4反応性フェニルアラニン水酸化酵素異常症に必須の補酵素である。
- 留意事項  
確定診断された症例に対して使用されるべきものであること。

69 アシクロビル①（小児科17）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗ウイルス剤（625）
- 成分名  
アシクロビル【内服薬】
- 主な製品名  
ゾビラックス錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 単純疱疹
  - ② 骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制
  - ③ 帯状疱疹
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、内服用「アシクロビル」を「水痘」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
水痘は帯状疱疹と同じ「水痘帯状疱疹ウイルス」による疾患であり、アシクロビルと薬理作用は同じである。
- 留意事項  
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

## 70 アシクロビル②（小児科18）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗ウイルス剤（625）
- 成分名  
アシクロビル【内服薬】
- 主な製品名  
ゾビラックス顆粒、ゾビラックス錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 単純疱疹
  - ② 骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制
  - ③ 帯状疱疹
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、内服用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
「ヘルペス性歯肉口内炎」は、単純ヘルペスウイルス感染症である。
- 留意事項  
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

## 71 アシクロビル③（小児科19）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗ウイルス剤（625）
- 成分名  
アシクロビル【注射薬】
- 主な製品名  
ゾビラックス点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルスに起因する次の感染症：免疫機能の低下した患者（悪性腫瘍・自己免疫疾患など）に発症した単純疱疹・水痘・帯状疱疹、脳炎・髄膜炎
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、注射用「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス感染症である「ヘルペス性歯肉口内炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
「ヘルペス性歯肉口内炎」は、単純ヘルペスウイルス感染症である。
- 留意事項  
使用上の注意において、低出生体重児及び新生児に対する安全性は確立されていないと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

## 72 人免疫グロブリン（小児科20）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
血液成分製剤（634）
- 成分名  
人免疫グロブリン【注射薬】
- 主な製品名  
ガンマグロブリン
- 承認されている効能・効果
  - ① 無又は低ガンマグロブリン血症
  - ② 次のウイルス性疾患の予防及び症状の軽減：麻疹、A型肝炎、ポリオ
- 薬理作用  
抗体活性作用
- 使用例  
原則として、「人免疫グロブリン」を麻疹、A型肝炎、ポリオの予防及び症状の軽減のため「低出生体重児、新生児」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、筋肉内注射にあたっては組織神経への影響を避けるため同一部位への反復注射は行わないこと、また、低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児には特に注意することと記載があることに留意して使用されるべきものであること。

## 73 クロタミトン（皮膚科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
鎮痒剤（264）
- 成分名  
クロタミトン【外用薬】
- 主な製品名  
オイラックス、クロタミトン軟膏
- 承認されている効能・効果  
湿疹、蕁麻疹、神経皮膚炎、皮膚そう痒症、小児ストロフルス
- 薬理作用  
抗炎症作用、鎮痒作用
- 使用例  
原則として、「クロタミトン」を「疥癬」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

#### 7.4 メコバラミン（気道食道1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
末梢性神経障害治療剤（313）
- 成分名  
メコバラミン【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
メチコパール注射液、バンコミンS注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - <細粒・錠>  
末梢神経障害
  - <注射液>
    - ① 末梢神経障害
    - ② ビタミンB12欠乏による巨赤芽球性貧血
- 薬理作用  
補酵素作用
- 使用例  
原則として、「メコバラミン」を「ベル麻痺、突発性難聴、反回神経麻痺」  
に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
注射液の使用については、急性期であることなど、必要な限度内とする。

#### 7.5 ヘパリンナトリウム（産婦人科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
血液凝固阻止剤（333）
- 成分名  
ヘパリンナトリウム【注射薬】
- 主な製品名  
ヘパリンナトリウム注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 汎発性血管内血液凝固症候群の治療
  - ② 血液透析・人工心肺その他の体外循環装置使用時の血液凝固の防止
  - ③ 血管カテーテル挿入時の血液凝固の防止
  - ④ 輸血及び血液検査の際の血液凝固の防止
  - ⑤ 血栓塞栓症（静脈血栓症、心筋梗塞症、肺塞栓症、脳塞栓症、四肢動脈血栓塞栓症、手術中・術後の血栓塞栓症等）の治療及び予防
- 薬理作用  
血液凝固阻害作用
- 使用例  
原則として、「ヘパリンナトリウム」を「抗リン脂質抗体症候群合併妊娠」  
に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

76 ドキソルピシン塩酸塩（産婦人科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）
- 成分名  
ドキソルピシン塩酸塩（塩酸ドキソルピシン）【注射薬】
- 主な製品名  
アドリアシン注
- 承認されている効能・効果
  - ① 通常療法
    - (1) 次の諸症の自覚的及び他覚的症狀の緩解：悪性リンパ腫（細網肉腫、リンパ肉腫、ホジキン病）、肺癌、消化器癌（胃癌、胆のう・胆管癌、膵臓癌、肝癌、結腸癌、直腸癌等）、乳癌、膀胱腫瘍、骨肉腫
    - (2) 次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：乳癌（手術可能例における術前、あるいは術後化学療法）、子宮体癌（術後化学療法、転移・再発時化学療法）、悪性骨・軟部腫瘍、悪性骨腫瘍、多発性骨髄腫、小児悪性固形腫瘍（ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、横紋筋肉腫、神経芽腫、網膜芽腫、肝芽腫、腎芽腫等）
  - ② M-VAC療法：尿路上皮癌
- 薬理作用  
DNA合成及びRNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「ドキソルピシン塩酸塩」を「卵巣癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

77 エトポシド（産婦人科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍剤（424）
- 成分名  
エトポシド【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
ベプシドS、ラステットS、ベプシド注、ラステット注
- 承認されている効能・効果
  - <カプセル>  
肺小細胞癌、悪性リンパ腫、子宮頸癌
  - <注射>  
肺小細胞癌、悪性リンパ腫、急性白血病、睾丸腫瘍、膀胱癌、絨毛性疾患、胚細胞腫瘍（精巣腫瘍、卵巣腫瘍、性腺外腫瘍）以下の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：小児悪性固形腫瘍（ユーイング肉腫ファミリー腫瘍、横紋筋肉腫、神経芽腫、網膜芽腫、肝芽腫その他肝原発悪性腫瘍、腎芽腫その他腎原発悪性腫瘍等）
- 薬理作用  
細胞分裂阻害作用
- 使用例  
原則として、「エトポシド」を「卵巣癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

78 カルボプラチン（産婦人科4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍白金錯化合物（429）
- 成分名  
カルボプラチン【注射薬】
- 主な製品名  
パラプラチン注射液、注射用パラプラチン、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 頭頸部癌、肺小細胞癌、睾丸腫瘍、卵巣癌、子宮頸癌、悪性リンパ腫、非小細胞肺癌
  - ② 次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：小児悪性固形腫瘍（神経芽腫・網膜芽腫・肝芽腫・中枢神経系胚細胞腫瘍、再発又は難治性のユーイング肉腫ファミリー腫瘍・腎芽腫）
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「カルボプラチン」を「子宮体癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

79 スルタミシリントシル酸塩水和物（感染症1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
合成ペニシリン製剤（613）
- 成分名  
スルタミシリントシル酸塩水和物（トシル酸スルタミシリン）【内服薬】
- 主な製品名  
ユナシン錠、ユナシン細粒小児用
- 承認されている効能・効果
  - <錠>
    - 〈適応菌種〉 スルバクタム／アンピシリンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、淋菌、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌
    - 〈適応症〉 表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、淋菌感染症、子宮内感染、涙囊炎、角膜炎（角膜潰瘍を含む）、中耳炎、副鼻腔炎
  - <細粒>
    - 〈適応菌種〉 スルバクタム／アンピシリンに感性のブドウ球菌属、レンサ球菌属、肺炎球菌、腸球菌属、大腸菌、プロテウス・ミラビリス、インフルエンザ菌
    - 〈適応症〉 表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性膿皮症、咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、肺膿瘍、慢性呼吸器病変の二次感染、膀胱炎、腎盂腎炎、中耳炎、副鼻腔炎
- 薬理作用  
グラム陽性・陰性菌抗菌作用
- 使用例  
原則として、「スルタミシリントシル酸塩水和物」を「手術創などの二次感染、顎炎、顎骨周囲蜂巣炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

## 80 アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム（感染症2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
β-ラクタマーゼ阻害剤配合抗生物質（613）
- 成分名  
アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム【注射薬】
- 主な製品名  
ユナシンS 静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - <適応菌種>  
本剤に感性のブドウ球菌属、大腸菌、プロテウス属、インフルエンザ菌
  - <適応症>  
肺炎、肺膿瘍、膀胱炎、腹膜炎
- 薬理作用  
グラム陽性・陰性菌抗菌作用
- 使用例  
原則として、「アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム」を「皮膚軟部組織感染症、髄膜炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

## 81 リファンピシン（感染症3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗結核・抗ハンセン病抗生物質（616）
- 成分名  
リファンピシン（RFP）【内服薬】
- 主な製品名  
リマクタンカプセル、リファジンカプセル、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - <適応菌種>  
本剤に感性の結核菌、らい菌
  - <適応症>  
肺結核及びその他の結核症、ハンセン病
- 薬理作用  
結核菌抗菌作用
- 使用例  
原則として、「リファンピシン」を「非結核性抗酸菌症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用（細菌のRNA合成阻害による抗菌作用）が同様と推定される。
- 留意事項  
非結核性抗酸菌症においてリファンピシンは、抗菌剤使用ガイドライン（日本感染症学会、日本化学療法学会）の標準的治療法の一つとして掲載されている。

## 82 スルファメトキサゾール・トリメトプリム（感染症4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
合成抗菌剤（629）
- 成分名  
スルファメトキサゾール・トリメトプリム（ST合剤）【内服薬】
- 主な製品名  
バクタ顆粒、バクトラミン顆粒、バクタ錠、バクトラミン錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
＜適応菌種＞  
スルファメトキサゾール／トリメトプリムに感性の腸球菌属、大腸菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフス菌、シトロバクター属、クレブシエラ属、エンテロバクター属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー、プロビデンスシア・レットゲリ、インフルエンザ菌  
＜適応症＞  
肺炎、慢性呼吸器病変の二次感染、複雑性膀胱炎、腎盂腎炎、感染性腸炎、腸チフス、パラチフス
- 薬理作用  
グラム陰性菌抗菌作用及び葉酸合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「スルファメトキサゾール・トリメトプリム」を「ニューモシスチス肺炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用（ニューモシスチスカリニーに対する葉酸合成阻害）が同様と推定される。

## 83 トレミフェンクエン酸塩（外科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
乳癌治療剤（429）
- 成分名  
トレミフェンクエン酸塩（クエン酸トレミフェン）【内服薬】
- 主な製品名  
フェアストーン錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
閉経後乳癌
- 薬理作用  
抗エストロゲン作用
- 使用例  
原則として、「トレミフェンクエン酸塩」を「閉経前乳癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。



#### 84 トロンビン（胸部外科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
局所用止血剤（332）
- 成分名  
トロンビン【内服薬・外用薬】
- 主な製品名  
（経口用トロンビン） 経口用トロンビン細粒、他後発品あり  
（外用液） トロンビン液モチダソフトボトル、他後発品あり  
（外用末） トロンビン  
（経口・外用液） 献血トロンビン経口・外用剤
- 承認されている効能・効果  
通常の結紮によって止血困難な小血管、毛細血管及び実質臓器からの出血（例えば、外傷に伴う出血、手術中の出血、骨性出血、膀胱出血、抜歯後の出血、鼻出血及び上部消化管からの出血等）  
（※ 経口用トロンビン細粒のみ、上部消化管出血）
- 薬理作用  
血液凝固作用
- 使用例  
原則として、「トロンビン」を「内視鏡生検時出血」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

#### 85 アセチルコリン塩化物（眼科1）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
副交感神経興奮剤（123）
- 成分名  
アセチルコリン塩化物（塩化アセチルコリン）【注射薬】
- 主な製品名  
オビソート注射用、ノイコリンエー
- 承認されている効能・効果  
<オビソート注射用>  
麻酔後の腸管麻痺、消化管機能低下のみられる急性胃拡張、円形脱毛症  
<ノイコリンエー>  
腰痛、肩こり
- 薬理作用  
副交感神経興奮作用
- 使用例  
原則として、「アセチルコリン塩化物」を「術中の迅速な縮瞳」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

86 アシクロビル④（眼科2）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗ウイルス剤（625）
- 成分名  
アシクロビル【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
ゾピラックス顆粒、ゾピラックス錠、ゾピラックス点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - <顆粒>  
単純疱疹、骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制、带状疱疹、水痘
  - <錠>  
単純疱疹、骨髄移植における単純ヘルペスウイルス感染症（単純疱疹）の発症抑制、带状疱疹
  - <注射>  
単純ヘルペスウイルス及び水痘・带状疱疹ウイルスに起因する次の感染症：免疫機能の低下した患者（悪性腫瘍・自己免疫疾患等）に発症した単純疱疹・水痘・带状疱疹、脳炎・髄膜炎
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、内服用又は注射用の「アシクロビル」を単純ヘルペスウイルス又は水痘・带状疱疹ウイルス感染症である「角膜ヘルペス、角膜内皮炎、桐沢型ぶどう膜炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

87 フルコナゾール（眼科3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
トリアゾール系抗真菌剤（629）
- 成分名  
フルコナゾール【注射薬】
- 主な製品名  
ジフルカン静注液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
カンジダ属、クリプトコッカス属及びアスペルギルス属による次の感染症：真菌血症、呼吸器真菌症、消化管真菌症、尿路真菌症、真菌髄膜炎
- 薬理作用  
抗真菌作用
- 使用例  
原則として、「フルコナゾール」を「真菌性角膜炎、アカントアメーバ角膜炎又は真菌による重篤な眼感染症に対する注射液の局所使用（点眼、結膜下注射、硝子体内注射、眼内灌流）又は全身使用」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

88 ミリモスチム (血液1)

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効 (薬効コード)  
白血球減少症治療、天然M-CSF (339)
- 成分名  
ミリモスチム【注射薬】
- 主な製品名  
ロイコプロール
- 承認されている効能・効果
  - ① 骨髄移植後 (同種・同系) の顆粒球数増加促進
  - ② 次の疾患並びに状態における顆粒球数増加促進: (1) 卵巣癌 [抗悪性腫瘍剤 (シクロホスファミド水和物、ドキソルビシン、シスプラチン) を繰り返し投与することにより、顆粒球数 1000/mm<sup>3</sup> (白血球数 2000/mm<sup>3</sup>) 以下が観察された顆粒球減少症]、(2) 急性骨髄性白血病: 抗悪性腫瘍剤 (シタラビン、エノシタピン) を投与することにより、顆粒球数 500/mm<sup>3</sup> (白血球数 1000/mm<sup>3</sup>) 以下が観察された重度の顆粒球減少症
- 薬理作用  
顆粒球増加作用
- 使用例  
原則として、「ミリモスチム」を「骨髄不全症候群に伴う好中球減少」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

89 プスルファン (血液2)

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効 (薬効コード)  
アルキル化剤 (421)
- 成分名  
プスルファン【内服薬】
- 主な製品名  
マブリン散
- 承認されている効能・効果  
次の疾患の自覚的並びに他覚的症状の緩解: ① 慢性骨髄性白血病、② 真性多血症。
- 薬理作用  
造血機能抑制作用
- 使用例  
原則として、「プスルファン」を「造血幹細胞移植前処置」を目的に処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

90 ヒドロキシカルバミド（血液3）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍剤（422）
- 成分名  
ヒドロキシカルバミド【内服薬】
- 主な製品名  
ハイドレアカプセル
- 承認されている効能・効果  
慢性骨髄性白血病
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「ヒドロキシカルバミド」を「真性赤血球増多症、本態性血小板血症、慢性骨髄単球性白血病」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

91 エノシタピン（血液4）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍・シタラビン誘導体（422）
- 成分名  
エノシタピン【注射薬】
- 主な製品名  
注射用サンラビン
- 承認されている効能・効果  
急性白血病（慢性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「エノシタピン」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

## 9.2 ダウノルピシン塩酸塩（血液5）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）
- 成分名  
ダウノルピシン塩酸塩（塩酸ダウノルピシン）【注射薬】
- 主な製品名  
ダウノマイシン
- 承認されている効能・効果  
急性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用  
DNA合成及びDNA依存RNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「ダウノルピシン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

## 9.3 イダルビシン塩酸塩（血液6）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤（423）
- 成分名  
イダルビシン塩酸塩（塩酸イダルビシン）【注射薬】
- 主な製品名  
イダマイシン注
- 承認されている効能・効果  
急性骨髄性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「イダルビシン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

#### 94 ミトキサントロン塩酸塩（血液7）

《平成19年9月21日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
アントラキノ系抗悪性腫瘍剤（429）
- 成分名  
ミトキサントロン塩酸塩（塩酸ミトキサントロン）【注射薬】
- 主な製品名  
ノバントロン注
- 承認されている効能・効果  
急性白血病（慢性骨髄性白血病の急性転化を含む）、悪性リンパ腫、乳癌、  
肝細胞癌
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「ミトキサントロン塩酸塩」を「骨髄異形成症候群（高リスク群）、難治性の造血器悪性腫瘍」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

#### 95 HIV-1抗体価又はHIV-1, 2抗体価

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
入院時の検査として、HIV-1抗体価又はHIV-1, 2抗体価は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
本検査は、スクリーニング検査としては、認められない。

96 HIV-1抗体価又はHIV-1, 2抗体価

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
内視鏡検査時の検査として、HIV-1抗体価又はHIV-1, 2抗体価は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
本検査は、スクリーニング検査としては、認められない。

97 呼吸心拍監視

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
硬膜外麻酔による手術に伴う呼吸心拍監視は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
硬膜外麻酔による術中・術後において、血圧低下など当然のごとく発生する副作用や術中・術後の出血に伴って発生する偶発事故の兆候を早期に発見するには、呼吸心拍監視を用いる。
- 留意事項  
手術を伴わない硬膜外麻酔として、硬膜外ブロックでは、偶発事故の発生は少ないことから、呼吸心拍監視の算定については、「心機能の低下があり、神経ブロックによる血圧低下の及ぼす影響が著しく、合併症の危険性が増す」等の医学的に必要な理由がある場合に限られる。

## 98 呼吸心拍監視

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
脊椎麻酔による手術に伴う呼吸心拍監視は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
脊椎麻酔による術中・術後において、血圧低下など当然のごとく発生する副作用や術中・術後の出血に伴って発生する偶発事故の兆候を早期に発見するには、呼吸心拍監視を用いる。

## 99 呼吸心拍監視

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
静脈麻酔による手術に伴う呼吸心拍監視は認められる。
- 取扱いを定めた理由  
静脈麻酔を用いる場合、その薬剤の特性から合併症として呼吸停止や血圧低下が見られる。これら術中の合併症の情報を早期に取得するために呼吸心拍監視を用いる。



## 100 画像診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
画像診断における腎と尿管は、同一の部位の取扱いとする。
- 取扱いを定めた理由  
腎・尿管は連続した臓器であり、同一の部位と考えられる。

## 101 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
腎盂造影撮影時の透視診断については認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

## 102 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
尿管造影撮影時の透視診断については認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

## 103 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
膀胱造影撮影時の透視診断については認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

#### 104 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
血管造影撮影時の透視診断は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

#### 105 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
子宮卵管造影撮影時の透視診断は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

## 106 画像診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
画像診断における仙骨と尾骨は、同一の部位の取扱いとする。
- 取扱いを定めた理由  
仙骨と尾骨は撮影条件を変える必要がなく同一の部位と考えられる。

## 107 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
原則として、関節造影撮影時の透視診断は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

## 108 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
原則として、胆のう造影撮影時の透視診断は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

## 109 透視診断

《平成20年8月25日新規》

- 取扱い  
膵胆管造影撮影時の透視診断は認められない。
- 取扱いを定めた理由  
透視診断料は、透視により疾病・病巣の診断を評価するものであり、消化管の造影剤使用撮影に際し腸管の所要の位置に造影剤が到達しているか否かを透視により検査する場合等、撮影の時期決定や準備手段又は他の検査、注射、処置及び手術の補助手段として行う透視については算定できない。

110 ジアゼパム② (小児科21)

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効 (薬効コード)  
マイナー・トランキライザー (112)
- 成分名  
ジアゼパム【内服薬・注射薬】
- 主な製品名  
ホリゾン錠、ホリゾン散、ホリゾン注射液、セルシン錠、セルシン散、セルシンシロップ、セルシン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
＜内服＞
  - ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
  - ② うつ病における不安・緊張
  - ③ 心身症 (消化器疾患、循環器疾患、自律神経失調症、更年期障害、腰痛症、頸肩腕症候群) における身体症候並びに不安・緊張・抑うつ
  - ④ 次の疾患における筋緊張の軽減：脳脊髄疾患に伴う筋痙攣・疼痛
  - ⑤ 麻酔前投薬＜注射＞
  - ① 神経症における不安・緊張・抑うつ
  - ② 次の疾患及び状態における不安・興奮・抑うつ の軽減：麻酔前、麻酔導入時、麻酔中、術後、アルコール依存症の禁断 (離脱) 症状、分娩時
  - ③ 次の状態における痙攣の抑制：てんかん様重積状態、有機リン中毒\*、カーバメート中毒\* (\*は、一部の製品のみ)
- 薬理作用  
鎮静作用、抗不安作用、抗痙攣作用、筋弛緩作用、自律神経安定化作用
- 使用例  
原則として、「ジアゼパム【内服薬・注射薬】」を「てんかん」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

111 ミダゾラム① (小児科22)

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効 (薬効コード)  
催眠鎮静剤、抗不安剤 (112)
- 成分名  
ミダゾラム【注射薬】
- 主な製品名  
ドルミカム注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 麻酔前投薬
  - ② 全身麻酔の導入及び維持
  - ③ 集中治療における人工呼吸中の鎮静
- 薬理作用  
鎮静、睡眠、麻酔増強、筋弛緩作用
- 使用例  
原則として、「ミダゾラム【注射薬】」を「けいれん重積状態を含むてんかん重積状態」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、「低出生体重児、新生児、乳児、幼児又は小児に対する安全性は確立していない。」等複数の記載があることに留意して使用されるべきであること。

112 アトロピン硫酸塩水和物（小児科23）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
鎮けい剤（124）
- 成分名  
アトロピン硫酸塩水和物（硫酸アトロピン）【注射薬】
- 主な製品名  
硫酸アトロピン注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
胃・十二指腸潰瘍における分泌並びに運動亢進、胃腸の痙攣性疼痛、痙攣性便秘、胆管・尿管の痙攣、有機燐系殺虫剤・副交感神経興奮剤の中毒、迷走神経性徐脈及び迷走神経性房室伝導障害、その他の徐脈及び房室伝導障害、麻酔前投薬、ECTの前投与
- 薬理作用  
副交感神経遮断作用
- 使用例  
原則として、「アトロピン硫酸塩水和物【注射薬】」を「現行の適応症について小児」に対処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、「小児等に対する安全性は確立していない。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。

113 スピロノラクトン②（小児科24）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗アルドステロン性利尿降圧剤（213）
- 成分名  
スピロノラクトン【内服薬】
- 主な製品名  
アルダクトンA細粒、アルダクトンA錠、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 高血圧症（本態性、腎性等）
  - ② 心性浮腫（うっ血性心不全）、腎性浮腫、肝性浮腫、特発性浮腫、悪性腫瘍に伴う浮腫及び腹水、栄養失調性浮腫
  - ③ 原発性アルドステロン症の診断及び症状の改善
- 薬理作用  
抗アルドステロン作用
- 使用例  
原則として、「スピロノラクトン【内服薬】」を「現行の適応症について小児」に対処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、乳児には慎重投与、「小児等に対する安全性は確立していない。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。

#### 114 プロカテロール塩酸塩水和物（小児科25）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
気管支拡張剤（225）
- 成分名  
プロカテロール塩酸塩水和物（塩酸プロカテロール）【外用薬】
- 主な製品名  
メブチン吸入液
- 承認されている効能・効果  
次の疾患の気道閉塞性障害に基づく諸症状の緩解：気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫
- 薬理作用  
気管支拡張作用
- 使用例  
原則として、「プロカテロール塩酸塩水和物【外用薬】」を「乳児の喘鳴症状」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、「低出生体重児、新生児及び乳児に対する安全性は確立していない。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。

#### 115 アドレナリン②（小児科26）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
副腎髄質ホルモン（245）
- 成分名  
アドレナリン【外用薬】
- 主な製品名  
ボスミン液
- 承認されている効能・効果
  - ① 次の疾患に基づく気管支痙攣の緩解：気管支喘息、百日咳
  - ② 局所麻酔薬の作用延長（粘膜面の表面麻酔に限る）
  - ③ 手術時の局所出血の予防と治療
  - ④ 耳鼻咽喉科領域における局所出血
  - ⑤ 耳鼻咽喉科領域における粘膜の充血・腫脹
  - ⑥ 外創における局所出血
- 薬理作用  
交感神経刺激作用
- 使用例  
原則として、「アドレナリン【外用薬】」を「クループ症候群」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、「小児等では全身の副作用が起りやすいので、少量から投与を開始するなど患者の状態を観察しながら慎重に投与すること。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。



116 アドレナリン③(小児科27)

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
副腎髄質ホルモン(245)
- 成分名  
アドレナリン【注射薬】
- 主な製品名  
ボスミン注、エピネフリン注射液
- 承認されている効能・効果
  - ① 次の疾患に基づく気管支痙攣の緩解：気管支喘息、百日咳
  - ② 各種疾患もしくは状態に伴う急性低血圧またはショック時の補助治療
  - ③ 心停止の補助治療
  - ④ 局所麻酔薬の作用延長
  - ⑤ 手術時の局所出血の予防と治療
  - ⑥ 虹彩毛様体炎時における虹彩癒着の防止
- 薬理作用  
交感神経刺激作用
- 使用例  
原則として、「アドレナリン【注射薬】」を「現行の適応症について小児」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、「小児等では安全性が確立されていないため、少量から投与を開始するなど患者の状態を観察しながら慎重に投与すること。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。

117 メチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウム

(小児科28・皮膚科3・神経2)

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
副腎ホルモン剤(245)
- 成分名  
メチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウム(コハク酸メチルプレドニゾンナトリウム)【注射薬】
- 主な製品名  
ソル・メドロール静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - <ソル・メドロール40、125、500、1000>
    - ① 急性循環不全(出血性ショック、感染性ショック)
    - ② 腎臓移植に伴う免疫反応の抑制
    - ③ 受傷後8時間以内の急性脊髄損傷患者(運動機能障害及び感覚機能障害を有する場合)における神経機能障害の改善
  - <ソル・メドロール40、125>  
気管支喘息
  - <ソル・メドロール40、125、500>  
次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：再発又は難治性の悪性リンパ腫
- 薬理作用  
抗炎症作用(副腎皮質ホルモン)、免疫抑制作用
- 使用例  
原則として、「メチルプレドニゾンコハク酸エステルナトリウム【注射薬】」を「脳炎・脳症」、「髄膜炎」、「肥厚性硬膜炎」、「脊髄炎」、「視神経炎」、「重症筋無力症」、「多発性硬化症」、「慢性炎症性脱髄性多発神経炎」、「ギラン・バレー症候群」、「膠原病・免疫性疾患」、「ベーセット病」、「Bell麻痺」、「トローサ・ハント症候群」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、「観察を十分に行うこと。(小児等では発育抑制

があらわれることがある。）」及び「長期投与した場合、頭蓋内圧亢進症状があらわれることがある。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。

## 118 ミゾリピン（小児科29）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
免疫抑制剤（399）
- 成分名  
ミゾリピン【内服薬】
- 主な製品名  
ブレディニン錠
- 承認されている効能・効果
  - ① 腎移植における拒否反応の抑制
  - ② 原発性糸球体疾患を原因とするネフローゼ症候群（副腎皮質ホルモン剤のみでは治療困難な場合に限る。また、頻回再発型のネフローゼ症候群を除く。）
  - ③ ループス腎炎（持続性蛋白尿、ネフローゼ症候群または腎機能低下が認められ、副腎皮質ホルモン剤のみでは治療困難な場合に限る。）
  - ④ 慢性関節リウマチ（過去の治療において、非ステロイド性抗炎症剤さらに他の抗リウマチ薬の少なくとも1剤により十分な効果の得られない場合に限る。）
- 薬理作用  
免疫抑制作用
- 使用例  
原則として、「ミゾリピン【内服薬】」を「副腎皮質ホルモン剤のみでは治療困難な場合の、腎炎における尿蛋白抑制効果又は腎組織障害の軽減」に對し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
使用上の注意において、「小児等に対する安全性は確立していない。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。

119 ドロペリドール（麻酔科3・麻酔科4）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
全身麻酔剤（111）
- 成分名  
ドロペリドール【注射薬】
- 主な製品名  
ドロレプタン注射液
- 承認されている効能・効果
  - ① フェンタニルとの併用による、手術、検査及び処置時の全身麻酔並びに局所麻酔の補助
  - ② ドロペリドールの単独投与による麻酔前投薬
- 薬理作用  
鎮静作用、制吐作用、 $\alpha$ -受容体遮断作用
- 使用例  
原則として、「ドロペリドール【注射薬】」を「中枢性鎮痛薬（麻薬を含む。）投与に伴う悪心・嘔吐」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
添付文書の「使用上の注意」に留意して使用されるべきであること。

120 インドメタシン①（麻酔科5）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
解熱鎮痛消炎剤（114）
- 成分名  
インドメタシン【坐剤】
- 主な製品名  
インドメタシン坐剤、インテダール、インテパン坐剤、インデラニック坐剤、インデラポロン坐剤、インメシン坐剤、ミカメタン坐剤
- 承認されている効能・効果
  - ① 次の疾患の消炎、鎮痛：慢性関節リウマチ、変形性関節症
  - ② 手術後の炎症及び腫脹の緩解
- 薬理作用  
消炎鎮痛作用
- 使用例  
原則として、「インドメタシン【坐剤】」を「癌性疼痛」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

### 1 2 1 アミトリプチリン塩酸塩（麻酔科 6）

《平成 2 1 年 9 月 1 5 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
精神神経用剤（1 1 7）
- 成分名  
アミトリプチリン塩酸塩（塩酸アミトリプチリン）【内服薬】
- 主な製品名  
トリプタノール錠
- 承認されている効能・効果  
精神科領域におけるうつ病・うつ状態、夜尿症
- 薬理作用  
抗うつ作用
- 使用例  
原則として、「アミトリプチリン塩酸塩【内服薬】」を「慢性疼痛におけるうつ病・うつ状態」に対処処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。慢性疼痛に併発するうつ症状の改善、慢性疼痛の補助薬として用いられている。

### 1 2 2 イミプラミン塩酸塩（麻酔科 7）

《平成 2 1 年 9 月 1 5 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
精神神経用剤（1 1 7）
- 成分名  
イミプラミン塩酸塩（塩酸イミプラミン）【内服薬】
- 主な製品名  
トフラニール錠
- 承認されている効能・効果  
精神科領域におけるうつ病・うつ状態  
遺尿症（昼・夜）
- 薬理作用  
抗うつ作用
- 使用例  
原則として、「イミプラミン塩酸塩【内服薬】」を「慢性疼痛におけるうつ病・うつ状態」に対処処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。慢性疼痛に併発するうつ症状の改善、慢性疼痛の補助薬として用いられている。

1 2 3 ベクロニウム臭化物（麻酔科 8）

《平成 2 1 年 9 月 1 5 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
骨格筋弛緩剤（1 2 2）
- 成分名  
ベクロニウム臭化物（臭化ベクロニウム）【注射薬】
- 主な製品名  
マスキュラックス静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
麻酔時の筋弛緩、気管内挿管時の筋弛緩
- 薬理作用  
神経筋遮断作用
- 使用例  
原則として、「ベクロニウム臭化物【注射薬】」を「人工呼吸時の筋弛緩」  
に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

1 2 4 ダントロレンナトリウム水和物（麻酔科 9）

《平成 2 1 年 9 月 1 5 日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
骨格筋弛緩剤（1 2 2）
- 成分名  
ダントロレンナトリウム水和物【注射薬】
- 主な製品名  
ダントリウム静注用
- 承認されている効能・効果
  - ① 麻酔時における悪性高熱症
  - ② 悪性症候群
- 薬理作用  
筋小胞体カルシウムイオン遊離抑制作用
- 使用例  
原則として、「ダントロレンナトリウム水和物【注射薬】」を「悪性高熱  
症の抑制」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

125 硫酸マグネシウム水和物（麻酔科10）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
鎮けい剤（124）
- 成分名  
硫酸マグネシウム水和物【注射薬】
- 主な製品名  
コンクライトMg液
- 承認されている効能・効果  
電解質補液の電解質補正
- 薬理作用  
カルシウムチャンネル抑制作用
- 使用例  
原則として、「硫酸マグネシウム水和物【注射薬】」を「心室頻拍症」に  
対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

126 アミオダロン塩酸塩（麻酔科11・麻酔科12）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
不整脈用剤（212）
- 成分名  
アミオダロン塩酸塩（塩酸アミオダロン）【注射薬】
- 主な製品名  
アンカロン注
- 承認されている効能・効果  
生命に危険のある次の不整脈で難治性かつ緊急を要する場合：心室細動、  
血行動態不安定な心室頻拍
- 薬理作用  
カリウム、ナトリウム、カルシウムチャンネル抑制作用、抗アドレナリン  
作用
- 使用例  
原則として、「アミオダロン塩酸塩【注射薬】」を「難治性かつ緊急を要  
する場合の、心房細動又は心房粗動」に対し処方した場合、当該使用事例を  
審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
緊急を要する心房細動又は心房粗動には、他に用いる薬剤が認められてお  
り、本剤を第一選択として用いるべきではないこと。

127 インドメタシン②（皮膚科2）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
解熱鎮痛消炎剤（114）
- 成分名  
インドメタシン【内服薬】
- 主な製品名  
インドメタシンカプセル
- 承認されている効能・効果
  - ① 次の疾患の消炎・鎮痛・解熱：関節リウマチ、変形性脊椎症、変形性関節症、腰痛症、痛風発作、肩胛間接周囲炎、急性中耳炎、症候性神経痛、膀胱炎、前立腺炎、歯痛、顎関節症、歯槽骨膜炎、多形滲出性紅斑、結節性紅斑、掌蹠膿疱症
  - ② 手術後及び外傷後の炎症及び腫脹の緩解
  - ③ 次の疾患の解熱・鎮痛：急性上気道炎（急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む。）
- 薬理作用  
消炎鎮痛作用
- 使用例  
原則として、「インドメタシン【内服薬】」を「好酸球性膿疱性毛包炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

128 メトキサレン①（皮膚科4）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
その他の外皮用薬（269）
- 成分名  
メトキサレン【外用薬】
- 主な製品名  
オクソラレン軟膏、オクソラレンローション
- 承認されている効能・効果  
尋常性白斑
- 薬理作用  
光感受性増強作用
- 使用例  
原則として、「メトキサレン【外用薬】」を「乾癬」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
外用PUVA（光化学）療法として用いる。

129 メトキサレン②(皮膚科5)

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
その他の外用薬(269)
- 成分名  
メトキサレン【内服薬】
- 主な製品名  
オクソラレン錠
- 承認されている効能・効果  
尋常性白斑
- 薬理作用  
光感受性増強作用
- 使用例  
原則として、「メトキサレン【内服薬】」を「乾癬」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
内服PUVA(光化学)療法として用いる。

130 ヘパリン類似物質(皮膚科6)

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
血液凝固阻止剤(333)
- 成分名  
ヘパリン類似物質【外用薬】
- 主な製品名  
ヒルドイドクリーム、ヒルドイドソフト軟膏、ヒルドイドローション、他  
後発品あり
- 承認されている効能・効果  
皮脂欠乏症、進行性指掌角皮症、凍瘡、肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)、血栓性静脈炎(痔核を含む)、外傷(打撲、捻挫、挫傷)後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎、筋性斜頸(乳児期)
- 薬理作用  
角質水分保持増強作用
- 使用例  
原則として、「ヘパリン類似物質【外用薬】」を「アトピー性皮膚炎に伴う乾皮症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。



131 コルヒチン①（皮膚科7）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
痛風治療剤（394）
- 成分名  
コルヒチン【内服薬】
- 主な製品名  
コルヒチン錠
- 承認されている効能・効果  
痛風発作の緩解及び予防
- 薬理作用  
好中球の走化因子反応性の低下
- 使用例  
原則として、「コルヒチン【内服薬】」を「ベーチェット病」、「掌蹠膿疱症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

132 ニムスチン塩酸塩（皮膚科8）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍剤（421）
- 成分名  
ニムスチン塩酸塩（塩酸ニムスチン）【注射薬】
- 主な製品名  
ニドラン注射用
- 承認されている効能・効果  
次の疾患の自覚的ならびに他覚的症狀の寛解：脳腫瘍、消化器癌（胃癌、肝臓癌、結腸・直腸癌）、肺癌、悪性リンパ腫、慢性白血病
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「ニムスチン塩酸塩【注射薬】」を「悪性黒色腫」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

### 133 シスプラチン（皮膚科9）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍剤（429）
- 成分名  
シスプラチン【注射薬】
- 主な製品名  
ランダ注、プリプラチン注、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
睾丸腫瘍、膀胱癌、腎盂・尿管腫瘍、前立腺癌、卵巣癌、頭頸部癌、非小細胞肺癌、食道癌、子宮頸癌、神経芽細胞腫、胃癌、小細胞肺癌、骨肉腫、胚細胞腫瘍（精巣腫瘍、卵巣腫瘍、性腺外腫瘍）、悪性胸膜中皮腫  
次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：悪性骨腫瘍、子宮体癌（術後化学療法、転移・再発時化学療法）、再発・難治性悪性リンパ腫、小児悪性固形腫瘍（横紋筋肉腫、神経芽腫、肝芽腫その他肝原発悪性腫瘍、髄芽腫等）
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「シスプラチン【注射薬】」を「悪性黒色腫」、「扁平上皮癌」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認められる根拠  
薬理作用が同様と推定される。

### 134 トリアムシノロンアセトニド（眼科4）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
副腎ホルモン剤（245）
- 成分名  
トリアムシノロンアセトニド【注射薬】
- 主な製品名  
ケナコルトA筋注用、関節腔内用水懸注
- 承認されている効能・効果  
<筋肉内注射>
  - 慢性副腎皮質機能不全(原発性、続発性、下垂体性、医原性)、\*副腎性器症候群、\*亜急性甲状腺炎、\*甲状腺中毒症(甲状腺(中毒性)クリーゼ)
  - 慢性関節リウマチ、若年性関節リウマチ(スチル病を含む。)、リウマチ熱(リウマチ性心炎を含む。)、リウマチ性多発筋痛
  - エリテマトーデス(全身性及び慢性円板状)、全身性血管炎(大動脈炎症候群、結節性動脈周囲炎、多発性動脈炎、ヴェゲナ肉芽腫症を含む。)、多発性筋炎(皮膚筋炎)、\*強皮症
  - \*ネフローゼ及びネフローゼ症候群
  - \*うつ血性心不全
  - 気管支喘息(但し、筋肉内注射以外の投与方法では不適当な場合に限る。)、\*薬剤その他の化学物質によるアレルギー・中毒(薬疹、中毒疹を含む。)、\*血清病
  - \*重症感染症(化学療法と併用する)
  - \*溶血性貧血(免疫性又は免疫性機序の疑われるもの)、\*白血病(急性白血病、慢性骨髄性白血病の急性転化、慢性リンパ性白血病)(皮膚白血病を含む。)、\*顆粒球減少症(本態性、続発性)、\*紫斑病(血小板減少性及び血小板非減少性)、\*再生不良性貧血、\*凝固因子の障害による出血性素因
  - \*限局性腸炎、\*潰瘍性大腸炎
  - \*重症消耗性疾患の全身状態の改善(癌末期、スブルーを含む。)
  - \*肝硬変(活動型、難治性腹水を伴うもの、胆汁うっ滞を伴うもの)
  - \*脳脊髄炎(脳炎、脊髄炎を含む。)(但し、一次性脳炎の場合は頭蓋内圧亢進症状がみられ、かつ他剤で効果が不十分なときに短期間用いること。)、\*末梢神経炎(ギランバレー症候群を含む。)、\*重症筋無力症、\*多発性硬化症(視束脊髄炎を含む。)、\*小舞蹈病、\*顔面神経麻痺、\*脊髄樹網膜炎
  - \*悪性リンパ腫(リンパ肉腫症、細網肉腫症、ホジキン病、皮膚細網症、

菌状肉芽腫)及び類似疾患(近縁疾患)、\*好酸性肉芽腫

○\*特発性低血糖症

○副腎摘除、\*臓器・組織移植、\*副腎皮質機能不全患者に対する外科的侵襲

○\*蛇毒・昆虫毒(重症の虫さされを含む。)

○強直性脊椎炎(リウマチ性脊椎炎)

○\*卵管整形術後の癒着防止

○\*前立腺癌(他の療法が無効な場合)、\*乳癌の再発転移

○\*★\*湿疹・皮膚炎群(急性湿疹、亜急性湿疹、慢性湿疹、接触皮膚炎、貨幣状湿疹、自家感作性皮膚炎、アトピー皮膚炎、乳・幼・小児湿疹、ピダール苔癬、その他の神経皮膚炎、脂漏性皮膚炎、進行性指掌角皮症、その他の手指の皮膚炎、陰部あるいは肛門湿疹、耳介及び外耳道の湿疹・皮膚炎、鼻前庭及び鼻翼周辺の湿疹・皮膚炎など)(但し、重症例以外は極力投与しないこと。)、\*蕁麻疹(慢性例を除く。)(重症例に限る。)、★\*乾癬及び類症[尋常性乾癬(重症例)、関節症性乾癬、乾癬性紅皮症、膿疱性乾癬、稽留性肢端皮膚炎、疱疹状膿疱疹、ライター症候群]、★\*掌蹠膿疱症(重症例に限る。)、★\*扁平苔癬(重症例に限る。)、\*成年性浮腫性硬化症、\*紅斑症(★多形滲出性紅斑、結節性紅斑)(但し、多形滲出性紅斑の場合は重症例に限る。)、\*粘膜皮膚眼症候群[開口部びらん性外皮膚症、スチブンス・ジョンソン病、皮膚口内炎、フックス症候群、ベーチェット病(眼症状のない場合)、リップシュッツ急性陰門潰瘍]、天疱瘡群(尋常性天疱瘡、落葉状天疱瘡、Senear-Usher症候群、増殖性天疱瘡)、\*デューリング疱疹状皮膚炎(類天疱瘡、妊娠性疱疹を含む。)、\*帯状疱疹(重症例に限る。)、★\*紅皮症(ヘブラ紅色靴襠疹を含む。)

○\*★\*痒疹群(小児ストロフルス、蕁麻疹様苔癬、固定蕁麻疹を含む)(但し、重症例に限る。また、固定蕁麻疹は局注が望ましい。)

○\*内眼・視神経・眼窩・眼筋の炎症性疾患の対症療法(ブドウ膜炎、網脈絡膜炎、網膜血管炎、視神経炎、眼窩炎性偽腫瘍、眼窩漏斗尖端部症候群、眼筋麻痺)、\*外眼部及び前眼部の炎症性疾患の対症療法で点眼が不適当又は不十分な場合(眼瞼炎、結膜炎、角膜炎、強膜炎、虹彩毛様体炎)

○\*急性・慢性中耳炎、\*滲出性中耳炎・耳管狭窄症、アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、副鼻腔炎・鼻茸、喉頭炎・喉頭浮腫、\*喉頭ポリープ・結節、\*食道の炎症(腐蝕性食道炎、直達鏡使用後)及び食道拡張術後、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

○口腔外科領域手術後の後療法

<関節腔内注射>

○慢性関節リウマチ、若年性関節リウマチ(スチル病を含む。)

○強直性脊椎炎(リウマチ性脊椎炎)に伴う四肢関節炎、変形性関節症(炎症症状がはっきり認められる場合)、外傷後関節炎、非感染性慢性関節炎

<軟組織内注射>

○関節周囲炎(非感染性のものに限る。)、腱炎(非感染性のものに限る。)、腱周囲炎(非感染性のものに限る。)

○耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

○難治性口内炎及び舌炎(局所療法で治癒しないもの)

<腱鞘内注射>

○関節周囲炎(非感染性のものに限る。)、腱炎(非感染性のものに限る。)、

腱鞘炎(非感染性のものに限る。)、腱周囲炎(非感染性のものに限る。)

<滑液嚢内注射>

○関節周囲炎(非感染性のものに限る。)、腱周囲炎(非感染性のものに限る。)、滑液嚢炎(非感染性のものに限る。)

<ネブライザー>

○気管支喘息

○びまん性間質性肺炎(肺線維症)(放射線肺臓炎を含む。)

○アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、副鼻腔炎・鼻茸、喉頭炎・喉頭浮腫、喉頭ポリープ・結節、食道の炎症(腐蝕性食道炎、直達鏡使用後)及び食道拡張術後、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<鼻腔内注射>

○アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、副鼻腔炎・鼻茸、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<副鼻腔内注射>

○副鼻腔炎・鼻茸、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<鼻甲介内注射>

○アレルギー性鼻炎、花粉症(枯草熱)、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<鼻茸内注射>

○副鼻腔炎・鼻茸

<喉頭・気管注射>

○喉頭炎・喉頭浮腫、喉頭ポリープ・結節、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<中耳腔内注射>

○急性・慢性中耳炎、滲出性中耳炎・耳管狭窄症、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

<耳管内注射>

○滲出性中耳炎・耳管狭窄症

<食道注射>

○食道の炎症(腐蝕性食道炎、直達鏡使用後)及び食道拡張術後、耳鼻咽喉科領域の手術後の後療法

(注)\*:経口投与不能時。

★:外用剤を用いても効果が不十分な場合あるいは十分な効果を期待し得ないと推定される場合にのみ用いること。

○薬理作用

糖質代謝作用、抗炎症・抗アレルギー作用

- 使用例  
原則として、「トリアムシノロンアセトニド【注射薬】」を「黄斑浮腫」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

### 135 コルヒチン②（眼科5）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
痛風治療剤（394）
- 成分名  
コルヒチン【内服薬】
- 主な製品名  
コルヒチン錠
- 承認されている効能・効果  
痛風発作の緩解及び予防
- 薬理作用  
好中球の走化因子反応性の低下
- 使用例  
原則として、「コルヒチン【内服薬】」を「ベーチェット病」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

136 アシクロビル⑤（眼科6）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗ウイルス剤（625）
- 成分名  
アシクロビル【注射薬】
- 主な製品名  
ゾピラックス点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
単純ヘルペスウイルス及び水痘・帯状疱疹ウイルスに起因する次の感染症：免疫機能の低下した患者（悪性腫瘍・自己免疫疾患など）に発症した単純疱疹・水痘・帯状疱疹、脳炎・髄膜炎
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「アシクロビル【注射薬】」を「急性網膜壊死」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

137 ミコナゾール（眼科7）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
真菌症治療剤（629）
- 成分名  
ミコナゾール【注射薬】
- 主な製品名  
フロリードF注、フロリードF点滴静注用、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
クリプトコックス、カンジダ、アスペルギルス、コクシジオイデスのうち本剤感性菌による次の感染症：真菌血症、肺真菌症、消化管真菌症、尿路真菌症、真菌髄膜炎
- 薬理作用  
抗真菌作用
- 使用例  
原則として、「ミコナゾール【注射薬】」を「真菌性角膜炎」、「アカントアメーバ角膜炎」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

138 イホスファミド（血液8）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍剤（421）
- 成分名  
イホスファミド【注射薬】
- 主な製品名  
注射用イホマイド
- 承認されている効能・効果  
次の疾患の自覚的並びに他覚的症状の寛解：肺小細胞癌、前立腺癌、子宮頸癌、骨肉腫、再発又は難治性の胚細胞腫瘍（精巣腫瘍、卵巣腫瘍、性腺外腫瘍）  
次の悪性腫瘍に対する他の抗悪性腫瘍剤との併用療法：悪性骨・軟部腫瘍、小児悪性固形腫瘍（ニューイング肉腫ファミリー腫瘍、横紋筋肉腫、神経芽腫、網膜芽腫、肝芽腫、腎芽腫等）
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「イホスファミド【注射薬】」を「悪性リンパ腫」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

139 フルダラビンリン酸エステル（血液9）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗悪性腫瘍剤（422）
- 成分名  
フルダラビンリン酸エステル（リン酸フルダラビン）【内服薬】
- 主な製品名  
フルダラ錠
- 承認されている効能・効果  
再発又は難治性の次の疾患：低悪性度B細胞性非ホジキンリンパ腫、マン  
トル細胞リンパ腫
- 薬理作用  
DNA合成阻害作用
- 使用例  
原則として、「フルダラビンリン酸エステル【内服薬】」を「慢性リンパ  
性白血病」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

140 エタンブトール塩酸塩（呼吸器科1）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
抗結核剤（622）
- 成分名  
エタンブトール塩酸塩（塩酸エタンブトール）【内服薬】
- 主な製品名  
エブトール
- 承認されている効能・効果  
＜適応菌種＞  
本剤に感性の結核菌  
＜適応症＞  
肺結核及びその他の結核症
- 薬理作用  
抗結核抗菌作用
- 使用例  
原則として、「エタンブトール塩酸塩【内服薬】」を「非結核性抗酸菌症」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。非結核性抗酸菌に対して抗菌作用が認められている。
- 留意事項  
使用上の注意において、「重大な副作用」として「視力障害」があり、「視神経障害による視力低下、中心暗点、視野狭窄、色覚異常等の視力障害があらわれることがあるので、観察を十分に行い、異常が認められた場合には投与を中止すること。」と記載があることに留意して使用されるべきであること。

141 ロキソプロフェンナトリウム水和物（神経1）

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効（薬効コード）  
解熱鎮痛消炎剤（114）
- 成分名  
ロキソプロフェンナトリウム水和物【内服薬】
- 主な製品名  
ロキソニン錠、ロキソニン細粒、他後発品あり
- 承認されている効能・効果  
① 次の疾患並びに症状の消炎・鎮痛：関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群、歯痛  
② 手術後、外傷後並びに抜歯後の鎮痛・消炎  
③ 次の疾患の解熱・鎮痛：急性上気道炎（急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む。）
- 薬理作用  
抗炎症作用、鎮痛作用
- 使用例  
原則として、「ロキソプロフェンナトリウム水和物【内服薬】」を「片頭痛」、「緊張型頭痛」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。

142 ミダゾラム②(歯科1)

《平成21年9月15日新規》

- 標榜薬効(薬効コード)  
催眠鎮静剤、抗不安剤(112)
- 成分名  
ミダゾラム【注射薬】
- 主な製品名  
ドルミカム注射液、他後発品あり
- 承認されている効能・効果
  - ① 麻酔前投薬
  - ② 全身麻酔の導入及び維持
  - ③ 集中治療における人工呼吸中の鎮静
- 薬理作用  
鎮静、睡眠、麻酔増強、筋弛緩作用
- 使用例  
原則として、「ミダゾラム【注射薬】」を「歯科診療における静脈内鎮静」に対し処方した場合、当該使用事例を審査上認める。
- 使用例において審査上認める根拠  
薬理作用が同様と推定される。
- 留意事項  
日本歯科麻酔学会「静脈内鎮静法実施時における注意点について」を踏まえ、緊急時に対応できる体制を整えた上で、パルスオキシメーターや血圧計を用い、意識レベルや呼吸の状態等を継続的に観察しながら、実施されるべきであること。



# 社会保険診療報酬支払基金

[リンク集](#) [サイトマップ](#)

[レセプト電算処理システム](#)

[支払基金の紹介](#)

[診療報酬の提供](#)

[支部情報](#)

[様式集](#)

審査情報提供

## 審査情報提供事例

### 最新の審査情報提供事例

最新の審査情報提供事例(平成21年9月15日更新)を含んだ全ての審査情報提供事例は以下よりダウンロードできます。今回追加された事例のみが必要な方は、「新規分のみ一括ダウンロード」をご利用ください。

[一括ダウンロード\[PDF: 1.4MB\]](#)

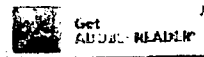
[新規分のみ一括ダウンロード\[PDF: 558KB\]](#)

### 診療項目別の審査情報提供事例

最新の事例を含んだ全ての審査情報提供事例を診療項目別に分類しています。診療項目別のPDFも以下のページよりダウンロードできます。

- 薬剤
- 検査
- 処置
- 手術
- 麻酔
- 画像診断
- 病理診断

PDFファイルを読むためには、Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方はAdobe社のダウンロードページから入手してください。



[TOP](#)

[審査情報提供事例について](#)

[ご意見・ご感想](#) | [情報保護管理体制](#) |

Copyrights 2005 SOCIAL INSURANCE MEDICAL FEE PAYMENT FUND

## 個別事案における査定理由の記載例

(別添4－1) 社会保険診療報酬支払基金

(別添4－2) 国保連・国保中央会

【原審査の結果（査定分）を医療機関に通知する例】

4 月 分 増 減 点 連 絡 書

医療機関コード [ ] 内科  
医療機関名 [ ]

御中

[ ] 社会保険診療報酬支払基金

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付 区分	氏名 カルテ 番号	箇所 法別	増減点数(金額)	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
	[ ]	[ ]	本入		[ ]	60 01	-48	B	1	CRP 16× 8	1	CRP 16× 5
	[ ]	[ ]	本入		[ ]	01	-36	B	1	PT 18× 6	1	PT 18× 4
						合計 01	-84			55,730		55,646
	[ ]	[ ]	本入		[ ]	60 12	-870	B	5	経皮的動脈血酸素飽和度 30× 30	5	経皮的動脈血酸素飽和度 30× 1
						合計 12	-870			192,889		192,019
	[ ]	[ ]	本入		[ ]	60 12	-900	C	5	耐糖能精密 900× 1		
						12	-20	C	5	トレーランG液 75g 225mL 1瓶 20× 1		
						合計 12	-920			59,524		58,604
	[ ]	[ ]	本入		[ ]	60 12	-90	B	5	経皮的動脈血酸素飽和度 30× 5	5	経皮的動脈血酸素飽和度 30× 2
						合計 12	-90			15,522		15,432
	[ ]	[ ]	本入		[ ]	40 12	-55	A	5	創傷処置(100cm2以上500cm2未満) 55× 1		
						12		A	5	(褥瘡処置)		
						12	-160	A	5	ビューゲル M M 10*10CM 皮膚欠損用創傷被覆材(真皮に至る創傷用) 8円/c m2 200cm2 160× 1		
						合計 12	-215			80,433		80,218
	[ ]	[ ]	高外一		[ ]	12 01	-52	D	1	外来管理加算 52× 1		
						合計 01	-52			2,926		2,874
	[ ]	[ ]	高外一		[ ]	60 01	-144	D	1	免疫学的検査判断料 144× 1		
備考												

- 記号凡例  
(増減点箇所)
- 11 初診
  - 12 再診
  - 13 医学管理
  - 14 在宅
  - 21 内服
  - 22 外用
  - 23 外用
  - 24 調剤
  - 25 処方
  - 26 麻酔
  - 27 調剤
  - 28 投薬その他
  - 31 皮下筋肉内
  - 32 静脈内
  - 33 注射その他
  - 39 薬剤科減点
  - 40 処置・薬剤
  - 50 手術・薬剤
  - 54 麻酔・薬剤
  - 60 検査・病歴
  - 70 画像診断
  - 80 その他

- (増減点事由)
- 90 入院基本料
  - 92 特定入院料・その他
  - 97 食事・生活療養  
標準負担額
- 合計 (療養の給付 合計)  
食事 (食事療養 合計)  
集計 (集計誤り)

- (増減点事由)
- 1 診療内容に関するもの
    - A 療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
    - B 療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
    - C 療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
    - D 告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
  - 2 事務上に関するもの
    - F 固定点数が誤っているもの
    - G 請求点数の集計が誤っているもの
    - H 集計計算が誤っているもの
    - K その他

【原審査の結果（返戻分）を医療機関に通知する例】

4 月 分 返 戻 内 訳 書

ページ

1

医療機関コード： [REDACTED]

医療機関名： [REDACTED]

[REDACTED] 社会保険診療報酬支払基金

診療年月	受付番号	保険者番号等	区分	給付区分	氏名	日数	請求点数	薬剤一部負担金	一部負担金額	患者負担金額(公費分)	食事・生活基準額	食事・生活標準負担額	事由
	[REDACTED]	[REDACTED]	家・外		[REDACTED]	2	2,641						5124 診療実日数の不備です。

7

# 【原審査の結果を保険者に通知する例】

## 写

カルテ番号等:

受付番号: 1305-00,000,018

01 ページ番号: 100,001-000

レセプト番号: 000,008

任給①: 任給②

円/1点 証明番号:

提出先: 1 社保

検索: 910000001

診療報酬明細書  
(医科入院外)

平成21年 6月分 県番: [ ] 医コ [ ]

1 医科 1 社保 1 単独 2 本外

—		—	
公負①		公受①	
公負②		公受②	

保険者番号	[ ]	給付割合	
記号番号	[ ]		

氏名	[ ]	特記事項
	1男 3昭 [ ] 生	
職務上の事由	[ ]	

保険区  
診療所  
の所在  
地及び  
名称



備 病 名	① 多発胃ポリープ(主)	診療開始日	①平20年 5月 2日	給 付 日 数	保 険 日 数	1 日
	② 右乳房腫瘍		②平21年 6月 8日			
	③ 右乳房癌検診異常		③平21年 6月 8日			
	④ 両乳癌の疑い		④平21年 6月 8日			

①初診	回数	点数	公費分点数①	公費分点数②	01	診療内容	70×1
②再診	1回	70			01	外来診療料	70×1
③外来管理加算	回				01	超音波検査(断層撮影法)(その他)	350×1
④時間外	回				01	両乳房撮影の写真診断	452×1
⑤休日	回					乳房撮影(撮影)	60×1
⑥深夜	回					電子画像管理加算(単純撮影)	60×1
⑦医学管理						画像記録用フィルム(大四ツ切)(2分割)	224円
⑧住宅						1枚	2枚 45×1
⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺							
⑳検査・病理	1回	350					
㉑画像診断	2回	557					
㉒		512					
㉓その他	回						

保険 給付	請求	※決定	一部負担金額	円
	977点	932点		
①	点	点	円	※高額療養費
②	点	点	円	※公費負担点数①
				※公費負担点数②

査定事由記号

記号	区分	文言	区分における主な概念
A	審査委員会の 決定による 医学的な理由 に基づく査定	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの	・療養担当規則等に照らし、傷病名等から判断して、使用薬剤の効能、効果、もしくは診療行為に医学的有用性が認められないもの。
B		療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの	・療養担当規則等に照らし、診療内容を通覧して、薬剤の投与量、投与日数が医学的に過剰であるもの、もしくは診療行為が医学的に過剰であるもの。
C		療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの	・診療内容を通覧して、A、Bに該当するもの以外で告示・通知等に照らし、医学的に不适当と認められるもの。
D	告示、通知に基づく査定	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの	・告示、通知に示された算定要件に、診療行為が合致しないもの。

【再審査の結果を保険者に通知する例】

94 様式第90号の2 (FD)

◎再請求の場合は、この内訳票を貼付したまま提出してください。

再審査等請求内訳票 (その2) 診療内容・事務上

保険者番号又は  
医療機関番号

整理番号 13 1-42111 912787831

診療年月 2110

診療機関番号

患者氏名

決定点数 4541 税別 60

請求市区

(請求理由を具体的にご記入ください。)

吸引留置カテーテルの使用ありませんが  
ドレーン法 はいかがでしょうか？

局 28. 乳癌の術直後あはれその際も  
創部のリハビリ術術術回数による。  
ドレーン法 (ドレーン) は可

再審査の結果、下記のとおり決定します。

No.	結果	否認事由 原審理由	割当
1	否認 (添付)	28	40
2	否認・原審		
3	否認・原審		

連絡

※ 再審査結果について補足するときは、ここに記載してあります。

基金 使用権	増減点	請求額	支払額	差額	その他
				11121	

診療報酬明細書 平成 21年 10月分 患者氏名: [REDACTED] 生年月日: [REDACTED] 性別: [REDACTED] 住所: [REDACTED]

診療報酬明細書 平成 21年 10月分 患者氏名: [REDACTED] 生年月日: [REDACTED] 性別: [REDACTED] 住所: [REDACTED]

1 医療 1 社保 1 当院 2 本外

診療科	診療内容
外科	[REDACTED]
外科	[REDACTED]

診療科	[REDACTED]
診療内容	[REDACTED]

患者氏名: [REDACTED] 性別: [REDACTED] 年齢: [REDACTED] 生年月日: [REDACTED]

[REDACTED] 380) 床

病名: 乳腺腫瘍、乳腺腫瘍切除術、乳腺腫瘍切除術

平成 21年 09月 29日  
平成 21年 09月 30日  
平成 21年 10月 21日

品名	単位	数量	単価	金額
外来診療料	回	1	700	700
ドレーン法 (ドレナージ) (その他)	回	2	250	500
ステロイド剤 W液 0.02 0.03% 10mL	回	1	50	50
ゲンタシン軟膏 0.1% 1mg 3g	回	1	50	50
手術 13日	日	13	2660	34580
乳腺腫瘍切除術 (長径5cm未満)	回	1	2660	2660
各種検査 (カサ)	回	1	100	100
ゲンタシン軟膏 0.1% 1mg 3g	回	1	290	290
キシロカイン注射液 (1% エピレタミン (1:100) 含有) 20mLV	回	1	130	130
T-M 1錠 (乳剤)	回	1	880	880
C 癌の発生と治療に関する	回	1	200	200
C 呼吸器科	回	1	100	100
病室診療料	回	1	110	110
処方せん料 (その他)	回	3	680	2040

品名	単位	数量	単価	金額
外来診療料	回	1	700	700
ドレーン法 (ドレナージ) (その他)	回	2	250	500
ステロイド剤 W液 0.02 0.03% 10mL	回	1	50	50
ゲンタシン軟膏 0.1% 1mg 3g	回	1	50	50
手術 13日	日	13	2660	34580
乳腺腫瘍切除術 (長径5cm未満)	回	1	2660	2660
各種検査 (カサ)	回	1	100	100
ゲンタシン軟膏 0.1% 1mg 3g	回	1	290	290
キシロカイン注射液 (1% エピレタミン (1:100) 含有) 20mLV	回	1	130	130
T-M 1錠 (乳剤)	回	1	880	880
C 癌の発生と治療に関する	回	1	200	200
C 呼吸器科	回	1	100	100
病室診療料	回	1	110	110
処方せん料 (その他)	回	3	680	2040

合計	4,541
消費税	4,541
合計	9,082

この明細書は、社会保険診療報酬支払基金が、保険医療機関・保険薬局から提出された電子レセプトについて  
第五号決定後、その請求情報に基づき作成したものです。 Ver 0000148eaa99b3be61333325ef9330194554



# 【再審査の結果を保険者に通知する例】

\*\*\* ( 診療内容 ) 再審査等結果通知書 \*\*\*

平成 22 年 2 月分

保険者番号又は  
実施機関番号 XXXXXXXXXX 御中  
 ときに、再審査の請求がありましたものについて、次のとおり結果をお知らせいたします。

社会保険診療報酬支払基金

受付年月	記号・番号	患者名 (整理番号)	診療年月分	医療機関情報	診療の給付 (丸形・直形)		日数	調整金額	診療項目	診療回数	再 審 査 結 果			備考
					点数	金額					増減点数 (金額)	結果	事由	
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 5	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	104,075 30,720	12,480	-1,610	60	(1)50	-230	査定		62×91→56×91	
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 2	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	3,005		-2,548	50	(2)50	-364	原審 査定	53	動脈圧測定用カテーテル(末梢動脈圧測定用カテーテル) 2→1 1899×1→1669×1	
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 6	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	3,799			60	(1)21	-364	査定	53	リマルモン錠5μg 5μg 6錠→3錠 26×28→13×28	
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 2	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2,379		-2,744	60	(1)21	-392	査定	24		
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2102 6	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	414			49	(1)21	-392	査定	24	ツムラ排膿散及湯エキス顆粒(医療用) 7.5g 40×56→33×56	
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 6	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	3,597			60	(1)		原審	98		
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 6	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2,574		-1,540	60	(1)60	-220	査定	98		
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 6	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2,043			60	(1)40	-220	査定	98	いぼ冷凍凝固法(3箇所以下) 220×6→220×5	
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 2	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2,758			60	(1)60		原審	61		
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2102 5	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	68,557 12,510	4,940		60	(1)23		原審	21		
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 6	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2,568			60	(1)50		原審	94		
2201	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2107 6	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	2,568			60	(1)70		原審	61		

合 計	件 数	額 希	量 定	返 戻	合 計
	調 査 金 額				

{ 7065-013-0007066 }

備考欄の数字は以下の通りです。  
 1: 保険医療機関からの再審査請求分  
 2: 併用の相手先からの再審査請求分  
 3: 返還金額分 4: その他

原 審 ど お り 理 由 ( 医 科 )

基本診療料	算定ルール	本症例の時間外・休日・深夜加算は、診療内容を通覧し、急患等やむを得ない事情による診療であり妥当と認めます。	10
		診療内容を通覧して、初診料の算定は妥当と認めます。	11
		本症例の一般症状又は診療内容から、やむを得ない受診であり妥当と認めます。	12
		当該指導料又は管理料の算定要件に照らして妥当と認めます。	13
		本症例の特定疾患処方管理加算は、厚生労働大臣の定める対象疾患が主病であり妥当と認めます。	14
		当該入院基本料は新たな入院であり、今回入院日を起算日とします。	15
薬 劑	① 適応	当該薬剤は、本症例に効能・効果(医学的有用性を含む)を有する薬剤であり妥当と認めます。	20
		当該薬剤は、本症例の一般症状及び病態を勘案して妥当と認めます。	21
		症状が重篤症例であるので内服・注射投与は妥当と認めます。	22
		速効性を必要とする症例であるので注射投与は妥当と認めます。	23
	② 過剰(過量)	当該薬剤は、適宜増減の薬剤であり、本症例に対し許容量の範囲です。	24
		当該薬剤は、本症例の症状と一般的経過からみて、投与期間が過剰とは認めません。	25
	③ 同種、同効薬剤の併用	本症例に対する当該薬剤の同一系効複数剤投与は、作用機序がそれぞれ異なるため、適正な使用であり妥当と認めます。	26
		本症例に対する当該薬剤の投薬と注射(内服と外用)の併用投与は、症状の記載等からみて、重症度が考慮され、適正な使用であり妥当と認めます。	27
④ 禁忌	本症例に対する当該薬剤は、禁忌となっているが、同一月の診療内容と症状を考慮して必要性があり、慎重投与されたものであることから妥当と認めます。	28	
処置・手術・麻酔	① 処置の適応	本症例の処置は、傷病名、部位等の診療内容からみて妥当と認めます。	40
	② 複数の処置	本症例の複数の処置は、同一疾病又はこれに起因する病変に対して行われた行為ではないため、それぞれの処置点数で妥当と認めます。	41
	③ 手術の適応	本症例の手術は、傷病名、部位等の診療内容からみて妥当と認めます。	50
		本症例の複数の手術は、別日又は異なる部位に対し行われているため妥当と認めます。	51
	④ 複数手術	本症例の複数の手術は、複数手術に係る費用の特例に関する告示・通知に該当するため主たる手術のみの算定ではありません。	52
		麻酔は、治療上不可欠な診療行為であり妥当と認めます。	53
	⑤ 麻酔	本症例の神経ブロックは、傷病名の一般症状及び病態を勘案し妥当と認めます。	54
		診療内容を通覧して回数の算定について妥当と認めます。	55
		本症例の傷病名、部位等の一般症状及び病態を勘案し、当該薬剤の使用は適応、用法及び用量とも妥当と認めます。	56

検 査	① 適応	本検査は、本症例の診断確定(鑑別診断を含む。)及び治療経過の確認のため妥当と認めます。	61	
		本検査は、入院時、手術前及び晩血検査時等の一般的検査として妥当と認めます。	62	
	② 過剰	本症例に対する複数回の検査は、経過観察のため又は傷病名の病態からみて必要であり過剰とは認めません。	63	
		本症例に対する同種の関連検査複数項目の施行は、診断確定のため過剰とは認めません。	64	
画 像 診 断	① 適応	本画像診断は、初診時、入院時及び手術前等の一般的診断として妥当と認めます。	70	
		本症例に対する画像診断時の造影剤使用は、本画像診断を確実にするうえで必要であり妥当と認めます。	71	
	② 過剰	本症例に対する造影剤使用量は、本画像診断を確実にするうえで必要であり過剰とは認めません。	72	
		診療内容を通覧して過剰とは認めません。	73	
		本症例に対する複数回の画像診断は、診断確定及び治療経過の確認のために必要であり過剰とは認めません。	74	
③ 一連	本症例に対する複数のレントゲン撮影は、傷病名、部位及び撮影条件等から一連ではありません。	75		
リハビ リ テー ション	① 適応	本症例に対する理学療法と作業療法の併施は、傷病名と診療内容よりみて妥当と認めます。	80	
		本症例の理学療法は、傷病名に対する一般症状及び病態を勘案し妥当と認めます。	81	
	② 過剰	本症例の理学療法は、診療内容からみて過剰とは認めません。	82	
精神科 専門療法	精神科専門療法 法の全項目	本症例の精神科専門療法は、診療内容からみて妥当と認めます。	83	
入院時食 事療養費	① 適応	本症例の特別食加算は、入院時食事療養の基準等に示された特別食であり妥当と認めます。	90	
そ の 他	特定保険 医療材料	特定保険医療材料は、特定保険医療材料に関する告示・通知の算定要件を満たすため妥当と認めます。	92	
		特定保険医療材料は、本症例の傷病名、部位及び手術等を勘案し過剰とは認めません。	93	
	全診療項目 共通の原審	医学的にみて妥当とされる事項です。	94	
		本症例は、希少疾患、重症例であり、他に有効な治療法がないためご指摘の診療は医学的にみて妥当と認めます。	95	
		傷病名に対する一般症状及び病態を勘案して妥当と認めます。	96	
		点数表の告示・通知に照らし、算定ルール上妥当と認めます。	97	
		連絡票記載	再審査等請求内訳票の連絡欄に記載の理由により原審どおりとします。	98

注 原審どおり理由コードでは理解できない事例については理由コード98により、具体的なコメントを記載する。

原審どおり理由(歯科)

区分	コード	原審どおり理由
基本診療料	10	本例の初診、再診は妥当と認めます。
	11	本例の基本診療料に係る加算は、傷病名部位、診療内容等から判断して妥当と認めます。
医学管理	12	当該医学管理は、傷病名部位等から判断して妥当と認めます。
在宅	13	当該訪問診療は、診療内容、摘要欄記載等から判断して妥当と認めます。
薬剤	20	当該薬剤は、本例に効能・効果を有する薬剤であり妥当と認めます。
	21	当該薬剤の用法、用量、投与日数又は投与回数は、傷病名部位に対する一般症状と一般的経過を勘案して妥当と認めます。
検査 画像診断	60	当該検査は、本例の診断名の確定及び症状の経過観察のため必要であり妥当と認めます。
	61	当該検査は、傷病名部位、診療内容等から判断して妥当と認めます。
	70	当該画像診断は、本例の診断名の確定及び症状の経過観察のため必要であり妥当と認めます。
	71	当該画像診断の所定点数での算定は、傷病名部位、診療内容等から判断して妥当と認めます。
処置 手術 麻酔	40	当該処置・手術は、傷病名部位、診療内容等から判断して妥当と認めます。
	41	当該処置・手術の回数は、傷病名部位、診療内容等から判断して妥当と認めます。
	42	本例の複数の手術は、異なる日又は異なる部位に対し行われているため妥当と認めます。
	43	本例の特定保険医療材料の算定は、傷病名部位、診療内容等から判断して妥当と認めます。
	44	本例の処置・手術に係る時間外・休日・深夜加算は、緊急のためやむを得ない事情によるものであり妥当と認めます。
	45	当該特定薬剤の用法、用量又は使用回数は、傷病名部位に対する一般症状と一般的経過を勘案して妥当と認めます。
	46	当該麻酔料又は麻酔薬剤の使用量は、傷病名部位、診療内容等から判断して妥当と認めます。
歯冠修復 欠損補綴	50	当該歯冠修復又は欠損補綴は、傷病名部位、診療内容等から判断して、妥当と認めます。
その他	91	当該診療行為の保険診療の適用は、診療内容を通覧して妥当と認めます。
	90	明細書に添付の再審査等請求内訳票の連絡欄に記載しております理由により、妥当と認めます。

【再審査の結果（査定分）を医療機関に通知する例】

再審査等支払調整額通知票

医療機関等コード [REDACTED] 点数表 1 診療科 06 消化器科  
 医療機関等名 [REDACTED] 御中

[REDACTED] 社会保険診療報酬支払基金

平成 22年 2月診療分において、下記のとおり再審査等に係る調整をしましたので通知いたします。

保険者 区分 1	診療年月 21.6	受給者番号	調整金額	件数	点数	一部負担金
患者氏名			-28,100		-2,810	
事由及び箇所	請求理由：60 診療内容に関するもの					
番号	項目	事由	増減点	増減点内容		
	50	D	-2,810	胸水・腹水透過温縮再静注法  2810×2→2810×1		
整理番号： [REDACTED]						

再審査等支払調整額通知票

医療機関等コード [REDACTED] 点数表 1 診療科  
 医療機関等名 [REDACTED] 御中

[REDACTED] 社会保険診療報酬支払基金

平成 22年 2月診療分において、下記のとおり再審査等に係る調整をしましたので通知いたします。

保険者 区分 2	診療年月 20.11	受給者番号	調整金額	件数	点数	一部負担金
患者氏名			-470		-47	
事由及び箇所	請求理由：60 診療内容に関するもの					
番号	項目	事由	増減点	増減点内容		
	80	D	-47	長期投薬加算（処方せん料） （特定疾患処方管理加算（処方せん料））  133×1→86×1		
整理番号： [REDACTED]						

再審査結果連絡書(原審どおり)

医療機関等コード： [REDACTED]  
 医療機関等名： [REDACTED] 御中

平成21年12月診療  
 点数表： 1 診療科：

平成22年 1月28日

貴医療機関等からの再審査請求のうち次の事案につきましては、再審査の結果原審どおりと決定いたしましたのでお知らせいたします。

[REDACTED] 社会保険診療報酬支払基金

受付年月	患者氏名 (整理番号)	保険者 (実施機関) 番号	記号・番号 又は 受給者番号	区分	診療年月	請求 番号	診療 項目	理由
21.11	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	6	21. 1	1	40	本症例の診療内容、症状・経過から判断して原審どおりといたします。
21.11	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	2	20. 4	1	12	診療報酬点数表の算定根拠から判断して原審どおりといたします。
21.11	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	2	21. 1	1	40	本症例の診療内容、症状・経過から判断して原審どおりといたします。
21.10	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	2	21. 5	1	40	診療報酬点数表の算定根拠から判断して原審どおりといたします。
						1	60	本症例の診療内容、症状・経過から判断して原審どおりといたします。
21.10	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	2	21. 5	1	40	本症例の診療内容、症状・経過から判断して原審どおりといたします。
21.10	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	2	21. 5	1	40	診療報酬点数表の算定根拠から判断して原審どおりといたします。
						1	40	本症例の診療内容、症状・経過から判断して原審どおりといたします。
21.10	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	1	20.10	1	50	本症例の診療内容、症状・経過から判断して原審どおりといたします。

【原審査の結果（査定分）を医療機関に通知する例】

医療機関コード：  
医療機関名：

御中

4 月 分 増 減 点 連 絡 書

ページ

診療年月	受付番号 レセプト番号	保険者番号等	区分	給付区分	氏名 カルテ番号	箇所	法別	増減点数(金額)	事由	負担	請求内容	負担	補正・査定後内容
			本外			40	00 80	-79 -79	D	2	酸素ボンベ・小型 2.25円/L 270L		
									D	2	酸素補正率1.3(1気圧) 79× 1		
							00 80	-70 -70	D	2	酸素ボンベ・小型 2.25円/L 240L		
									D	2	酸素補正率1.3(1気圧) 70× 1		
						合計	00	-149			9,609		9,460
						合計	80	-149			9,609		9,460
			後外一			40	39	-52	D	1	酸素ボンベ・小型 2.25円/L 90L		
									D	1	酸素補正率1.3(1気圧) 26× 2		
						合計	39	-52			12,109		12,057
			後外一			40	39	-26	D	1	酸素ボンベ・小型 2.25円/L 90L		
									D	1	酸素補正率1.3(1気圧) 26× 1		
						合計	39	-26			9,072		9,046
備考													

- 記号凡例  
(増減点箇所)
- 11 初診 31 皮下筋肉内
  - 12 再診 32 静脈内
  - 13 医学管理 33 注射その他
  - 14 在宅 39 薬剤料減点
  - 21 内服 40 処置・薬剤
  - 22 屯服 50 手術・薬剤
  - 23 外用 54 麻酔・薬剤
  - 24 調剤 60 検査・病理
  - 25 処方 70 画像診断
  - 26 麻酔 80 その他
  - 27 調基
  - 28 投薬その他

- (増減点事由)
- 90 入院基本料
  - 92 特定入院料・その他
  - 97 食事・生活療養  
標準負担額
  - 合計 (療養の給付 合計)
  - 食事 (食事療養 合計)
  - 集計 (集計誤り)

- (増減点事由)
1. 診療内容に関するもの
    - A. 適応と認められないもの
    - B. 過剰と認められるもの
    - C. 重複と認められるもの
    - D. 前各号の外不適当(疑義解釈通知等に照らして不適当なものを含む。)又は不必要と認められるもの

2. 事務上に関するもの
  - F. 固定点数が誤っているもの
  - G. 請求点数の集計が誤っているもの
  - H. 縦計集計が誤っているもの
  - K. その他

【原審査の結果（返戻分）を医療機関に通知する例】

5月分 返戻内訳書

ページ

1

医療機関コード

医療機関名

診療年月	受付番号	保険者番号等	区分	給付区分	氏名	日数	請求点数	薬剤一部負担金	一部負担金額	患者負担金額（公費分）	食事・生活 基準額	食事・生活 標準負担額	事由
						1	659						3403 廃止または新設前のコードを使用
						1	702						3403 廃止または新設前のコードを使用
						2	1,211						3403 廃止または新設前のコードを使用 3403 廃止または新設前のコードを使用
						1	937						3403 廃止または新設前のコードを使用
						1	659						3403 廃止または新設前のコードを使用
						8	1,674						3403 廃止または新設前のコードを使用
						1	785						3130 未就学者該当
						1	785						
						1	782						3403 廃止または新設前のコードを使用
						1	634						3403 廃止または新設前のコードを使用
						1	690						3403 廃止または新設前のコードを使用

【原審査の結果を保険者に通知する例】

写

カルテ番号等: [REDACTED] 受付番号: [REDACTED] 100000-00-0000 ページ番号: 004, 806-000  
 レセプト番号: [REDACTED] 任給①: [REDACTED] 任給②: [REDACTED] 円/1点 証明番号: [REDACTED] 提出先: 2日保

診療報酬明細書  
(医科入院外)

平成 22 年 4 月分 県番: 13

医コ: [REDACTED]

1 医科 1 国保 1 単独 2 本外

公費①	公費②
公費③	公費④

保険者番号	[REDACTED]	給付割合	7
記号・番号	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

写

氏名	[REDACTED]	性別	女	年齢	3 昭	生	[REDACTED]
職歴上の事由	[REDACTED]						

保険医 診療機関 の所在 地及び 名称	[REDACTED]	( [REDACTED] ) 床
---------------------------------	------------	------------------

病名	(1) 乳癌 (2) 内痔核 (3) *右葉状腫瘍(術後) (4) 結腸癌の疑い(主) *肺転移癌の疑い	診療開始日	(1) 平14年 4月26日 (2) 平15年 9月 4日 (3) 平16年 3月24日 (4) 平22年 3月29日	診療終了日	[REDACTED]	診療日数	1 日
----	---	-------	--	-------	------------	------	-----

項目	回数	点数	公費分点数①	公費分点数②	01	02	03	04	05	06	07
01 初診	1 回	70			(1) 受診科 (2) 外科						
02 外来管理加算	1 回				(1) 外来診療料	70 ×	1				
03 時間外休日診療	1 回				(1) 血液学的検査判断料	125 ×	1				
04 夜間診療	1 回				(1) 検体検査管理加算(1)	40 ×	1				
05 医学管理					(1) 生化学的検査(1)判断料	144 ×	1				
06 在宅					(1) 外来迅速検体検査加算 5項目	50 ×	1				
07 内服薬剤					(2) 外来診療料包括検査: 末梢血液一般						
08 外用薬剤					(1) B-V	13 ×	1				
09 処方					(1) 生化学的検査(1)(10項目以上)						
10 麻薬					(2) クレアチニン (3) カルシウム (4) グルコース						
11 腎基					(5) BUN (6) UA (7) Tcho (8) TG						
12 皮下筋内注射					(9) TP (10) Alb (11) BIL/総						
13 骨髄内注射					(12) アルカリホスファターゼ (13) LD (14) AST						
14 手術					(15) ALT (16) ChE (17) γ-GT (18) Amy						
15 検査・看護	1 回	455			(1) 検査料	123 ×	1				
16 画像診断					(2) 検査料	50 ×	1				
17 その他											

請求額	615 円	決定額	565 円	一部負担金額	50 円
公費①		公費②		公費③	
公費④		公費⑤		公費⑥	



# 査 定 記 号

区分	査定記号	文言	区分における概念
審査委員会の決定による医学的な理由に基づく査定	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの。	療養担当規則等に照らし、傷病名から判断して、使用薬剤の効能、効果、もしくは診療行為に医学的有効性が認められないもの。
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰と認められるもの。	療養担当規則等に照らし、診療内容を通覧して、薬剤の投与量、投与日数が医学的に過剰であるもの、もしくは診療行為が医学的に過剰であるもの。
	C	療養担当規則等に照らし、重複と認められるもの。	療養担当規則等に照らし、重複と認められるもの。
告示・通知に基づく査定	D	前各号の外不适当（疑義解釈通知等に照らして不适当なものを含む。）又は不必要と認められるもの。	告示・通知に示された算定要件に、診療行為が合致しないもの。

【再審査の結果を保険者に通知する例】

平成22年 4月分 再審査決定通知書

国保  
 医科 70歳以上 10割  
 調剤 一般 9割  
 看護 未就学児 (8割)  
 7割

保険者名 [REDACTED]

別紙のとおり決定（調整）いたしました。

平成22年 5月25日 提出

診療年月	被保険者名	入外別	医療機関等コード 所在地・名称	明細書点数	
		日数		決定点数	
22/ 1	[REDACTED]	入・⑧ 1日	No. [REDACTED]		371
データコード	[REDACTED]				
申出事項及び理由 1. ①ホーリンV腔用錠 ②クロマイ腔錠 の併用投与はいかがでしょうか。					

キリトリセン

申出処理結果票

診療科	内 外 整 脳 皮 泌 眼 産婦 小 循 呼 耳 漢 放 形 糖										処理 担当	A B C D
	血 透 麻 紅 精 神 内 心 外 消 内 消 外 リ ハ 内 泌 乳 救 肝 其 他 ( )											
項目番号	1. 原審通り (理由番号記入)		2. 一部訂正		訂正又は変更内容内訳							
1	4		2・3		併用投与については 問題なし							
2	4		2・3									
3			2・3									
4			2・3									
5			2・3									
6			2・3									
7			2・3									
8			2・3									
9			2・3									
10			2・3									

データコード一覧

01 医科 [REDACTED] 02  
 06 [REDACTED] 07

03  
 08

04  
 09

05  
 10

審査申出区分: 医療的

保険者番号: [REDACTED]

被保険者氏名: [REDACTED]

一連番号: 1

PAGE: 1 / 1

H813-002135

カルテ番号等: [REDACTED] 受付番号: [REDACTED] ページ番号: [REDACTED]  
 レシト番号: [REDACTED] 任給①: [REDACTED] 任給②: [REDACTED] 円/1点 症別番号: [REDACTED] 罹出先: 2国保

診療報酬明細書  
(医科入院外)

平成 22 年 1 月分 県番: [REDACTED] 医コ: [REDACTED]

1 医科 1 国保 1 単独 8 高外一

公費①	公費②
公費①	公費②

保険者番号	[REDACTED]
記号・番号	[REDACTED]

氏名: [REDACTED]  
 2女 3昭 [REDACTED] 生  
 職歴上の事由

保険医療機関の所在地及び名称: [REDACTED] ( [REDACTED] ) 床

病名	(1) 子宮脱 (主) (2) 萎縮性炎症 細菌性炎症	診療開始日	(1) 平16年 1月16日 (2) 平22年 1月20日	診療終了日	1日
----	--------------------------------	-------	----------------------------------	-------	----

診療項目	回数	点数	公費分点数①	公費分点数②	12	01	診療内容	70X	1
初診	回						(1) 外来診療料	70X	1
再診	1回	70					(1) 子宮脱非観血的修復法 (ペッサリー)	290X	1
外来管理加算	回						<input checked="" type="checkbox"/> (1) ホーリンV 錠 1mg	3X	1
時間外	回								
休日	回								
深夜	回						<input checked="" type="checkbox"/> (1) クロマイ酸錠 100mg	8X	1
医学管理									
在宅									
投与									
(21) 内服薬剤	単								
内服薬剤	回								
(22) 点滴薬剤	単								
外用薬剤	単								
外用薬剤	回								
(26) 処方	回								
(26) 麻薬	回								
(27) 調基									
(31) 皮下筋肉内	回								
(32) 静脈内	回								
(33) その他	回								
処置	1回	301							
手術	回								
手術	回								
検査・病理	回								
画像診断	回								
その他	回								

保険料	371 円	一部負担金額	円
公費①	円	公費②	円
公費③	円	公費④	円

レセプト: 1/3

レセプト総数: 5/86

レセプト印刷結果 (印刷人数) 2 国 年 21 年 04 月 1 日 0 時 00 分 1 8 時 00 分

1 医科 1 国 22 月 5 日 入

レセプト番号: 88719

患者氏名: [REDACTED]

生年月日: [REDACTED]

性別: [REDACTED]

住所: [REDACTED]

診療科目: [REDACTED]

医師: [REDACTED]

処方内容:

- (1) (主) 隔熱部痛
- (2) 慢性気管支炎、多動性脈拍症、狭心症、骨粗鬆症
- (3) てんかん発作、慢性肝炎、慢性腎炎、頭痛
- (4) 心不全

以下、処方薬

11 処方	470
12 処方	2680
13 処方	2082
14 処方	210
15 処方	30
16 処方	30
17 処方	52
18 処方	432
19 処方	13500
20 処方	6967
21 処方	32
22 処方	780
23 処方	400

処方内容 (10)

- 特定高血圧治療薬 (N/A) 470X 1
- (2) ストガー錠 10 10mg 1錠
- カルバマゼピン錠 200mg 「アメル」 3錠 5X 28
- ムコソルバン錠 15mg 9錠 8X 28
- 塩化リゾチアム錠 90 「ト-ワ」 9 0mg 3錠
- セルベックス錠 10M 1.5g 16X 28
- ラックビー-R Jg 15g 20X 28
- ツムラ大塚中薬工学薬箱 (医療用) 15g 7X 28
- ガスザール錠 40mg 6錠 20X 28
- エクセマド錠 100mg 3錠 7X 28
- カルフィーナ錠 1.0 1.4g 1錠 1X 28
- フェノバルビット錠 10% 1.5g 1X 28
- アレロック錠 5 5mg 2錠 14X 28
- バルプロ酸ナトリウム錠 20% FE MBOJ 6g 8X 28
- プロセキド錠 40mg 「ト-ワ」 1錠 1X 28

処方内容 (21)

- 640 月×90 日×30 日
- 月× 日× (A)
- 月× 日× (B)
- 月× 日× (C)

処方内容 (22)

- 88,756
- 80 日 57,600 日 23,400

平成 22 年 4 月分 再審査結果

データコード [REDACTED] 照会金額 -368円

被保険者氏名 [REDACTED] 診療年月 平成 21 年 8 月

医療機関コード [REDACTED] 診療科コード [REDACTED]

医療機関名称 [REDACTED]

結算月	日数	公費負担金	患者負担金	公費負担金	患者負担金	公費負担金	患者負担金	公費負担金	患者負担金	金額
引	高	回数	食事・生活費	医療費	公費負担	公費負担	公費負担	公費負担	公費負担	備考
1	7									-259円
2	7									-107円
高額療養費										

申出事項	申出理由
1 検査	細菌培養同定検査 (略項) 通院いかがでしょうか
2 検査	Hb 定性 (便) 傷病名よりみて通院いかがでしょうか
3 検査	腹部 X-P×3 傷病名よりみて算定回数はいかがでしょうか

審査結果	理由	診療項目	再審査内容
1 原容	傷病相当	60	傷病名に対する一般症状を勘案して妥当と認められます
2 容認	適応外	60	傷病名より Hb 定性 (便) 37×1→0
3 原容	傷病相当	70	傷病名に対する一般症状を勘案して妥当と認められます

前結果 (G) 次結果 (H) 再審査内容印刷 (J)

一般過誤 (F1) 再審査 (F2) 照会審査 (F3) 審査情報補正 (F4) 見開き/見比べ (F5) 点検画面に戻る (F6) 左右反転 (F7) 左右同一 (F8) 原形表示 (F9) 基才表示 (F10) 照会 (レセプト) 印刷 (F11) 一覧表示 (F12)

【再審査の結果 (査定分) を保険者に通知する例】

レセプト: 1/1

レセプト総数: 8/168

診療機関明細書 (医科人院外) 平成21年 9月分 患者: 18 窓口: [ ]

Table with columns for patient information and insurance details.

2女 3男 [ ] 生

(1) 非代償性所産度 (3) 肝臓腫瘍の疑い 偶本病  
高血圧症  
(2) 女性特産腫瘍 火傷とうす腫瘍  
(3) 要保定

Main table with columns for item code, description, and amount. Includes items like CRP, BUN, and various lab tests.



平成22年4月分 再審査過誤結果

Table with columns for data code, patient name, insurance type, and medical code.

Table with columns for category, date, and amount.

Large table with multiple columns for detailed audit results and reasons.

申出事項 申出理由

Table listing items and reasons for audit, such as '検査 傷病名よりみて通応いかがでしょうか'.

審査結果 理由 診療項目 再審査内容

Table showing audit results, reasons, and medical items.

前結果(D) 次結果(E) 再審査内容印刷(J)

【再審査の結果(原審どおり)を保険者に通知する例】

原審理由(診療内容分)

コード	画面表示	内容
1	薬効通り	当該薬剤は薬効上認められています。
2	用法用量	当該薬剤は「用法・用量」からみて過剰とは認められません。
3	診療通覧	診療内容を通覧して過剰とは認められません。
4	傷病妥当	傷病名に対する一般症状を勘案して妥当と認められます。
5	検査妥当	当該検査は初診時、入院時、又は術前検査として妥当です。
6	診断確定	本例の診断名を確定するためには、通常必要な検査です。
7	経過観察	本例の症状経過を観察するためには、通常必要な検査です。
8	部位範囲	傷病名及び患部の範囲等から判断して(処置・理学療法)の点数は妥当です。
9	回数妥当	傷病名から判断して(処置・理学療法)の回数が過剰とは認められません。
10	治療材料	特定治療材料に該当します。
11	診療他	診療その他( )
21	通知確認	通知等を確認のうえ、申し出願います。
22	期限経過	再審査の申し出期限が過ぎています。
23	内容不明	申し出内容が不明ですので確認願います。
24	参考添付	参考分を添付の上申し出願います。
25	事務他	事務その他( )
30	重複請求	重複請求の申し出については月分、医療機関名等を確認願います。

**【再審査の結果(査定分)を医療機関に通知する例】**

国保

**平成 22年 3月分 再審査決定書兼過誤連絡票**

医療機関送付用  
1/1

平成22年 4月 20日

医療機関等コード : [ ] データコード : [ ]  
 保険医療機関等名称 : [ ] 御中

診療年月	被保険者氏名 (生年月)	入外	保険者名	老健区市町村名	調整金額
2111	[ ]	入院外	[ ]		-3,710円

過誤区分	実施機関			件数	日数 回数	公対負担金 点数		薬剤一部負担金 患者負担額		結・精公費負担点数 結核・精神・原爆等他法負担分		一部負担金 自己点数	減免等点数	金額	備考
	法制	府県	番号			食事・生活金額	標準負担額	公費負担額	自己点数						
	受給者番号	割引	割合							高額					
1						-530点								-3,710円	

再審査決定書	日数	総増減点数	一部負担金	保険者請求
	2	-530点		
	60	再審査内容 傷病名より 超音波検査 (断層撮影法) (胸腹部)		530×1→0

- (注記) ①増減について、-の表示のある場合は「減」を、表示のない場合は「増」を示します。  
 ②照会先 <電話 03-6238-0011 (大代表)>  
 ○理由の1~8までと12、13については各保険者へ、23~28までは各区市町村へお願いいたします。  
 ○理由の9、10、29、30については各地区担当の事務審査課へお願いいたします。  
 ○理由の90については審査第一部審査課へお願いいたします。  
 ○再審査内容については、審査第一部審査課へお願いいたします。ただし、貴院からの再審査請求に係る医師・薬剤師については審査第一部審査課医療科、歯科については審査第一部審査課歯科科へお願いいたします。

**★ お願い 被保険者証は、毎月必ず確認して下さい。被保険者証の確認は、正しい請求事務の第1歩 ★**

231-90001581

【再審査の結果(原審どおり)を医療機関に通知する例】

国保

平成 22年 3月分 再審査決定書兼過誤連絡票

医療機関送付用

1/1

平成22年 4月 7日

医療機関等コード : [ ] 診療科 : [ ] データコード : [ ]  
 保険医療機関等名称 : [ ] 御中

診療年月	被保険者氏名(生年月)	入外	保険者名	老健区市町村名	調整金額
2109	[ ]	入院	[ ]	[ ]	[ ]

過誤連絡票 理由 :

過誤区分	施設機関			件数	回数	日数	公対負担金		要剤一部負担金		結・精公費負担点数		一部負担金		金額
	法制	府県	番号				点数	患者負担額	結核・精神・原簿等他法負担分	公費点数	自己点数	減免等点数			
受給者番号		割引	割合	高額	事由内訳										
1							食事・生活金額	標準負担額	公費負担額						
備考															

再審査決定書	日数	総増減点数	一部負担金	医療機関からの再審査申出
	30	0点		
診療項目		再審査内容		
		原審どおり。		

- (注記) ①増減について、一の表示のある場合は「減」を、表示のない場合は「増」を示します。  
 ②照会先 <電話 03-6238-0011(大代表)>  
 ○理由の1~8までと12、13については各保険者へ、23~28までは各区市町村へお願いいたします。  
 ○理由の9、10、29、30については各地区担当の事務審査課へお願いいたします。  
 ○理由の90については審査第一部再審査課へお願いいたします。  
 ○再審査内容については、審査第一部再審査課へお願いいたします。ただし、貴院からの再審査請求に係る医科・調剤についての問い合わせは審査第一部審査課医科係、歯科については審査第一部審査課歯科係へお願いいたします。

☆ お願い 被保険者証は、毎月必ず確認して下さい。被保険者証の確認は、正しい請求事務の第1歩 ☆

151-90001298



行政事業レビュー(平成22年5月31日)・関連資料

## 医療給付費の適正化について (抄)

# 事業概要等

## 1 事業概要

医療保険者に対し、健康保険法等に基づき、保険給付費等に対する国庫負担金を交付しているが、保険診療の質的向上及び適正化のための保険医療機関等への指導・監査等を行うとともに、保険者等については、医療費適正化に資する各種事業を実施（主な国庫負担割合：協会けんぽ 16.4%、市町村国保 43%、後期高齢者医療 33% 等）

### 保険医療機関等への指導・監査

#### ○施設基準等の適時調査

施設基準等の届出を受理した保険医療機関等に対し、届出の内容を確認するため、原則として年1回、届出の受理後6か月以内に実施

#### ○指導

保険医療機関等及び保険医等に対し、療養担当規則等に定められている診療方針、診療（調剤）報酬の請求方法、保険診療の事務取扱等について周知徹底させることを主眼とし、集団指導、新規指定個別指導、集团的個別指導、個別指導を実施

#### ○監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正等が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施

#### 【監査後の措置】

『指定又は登録の取消』『戒告』『注意』

### 柔道整復師への指導・監査

#### ○指導

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対し、集団指導、個別指導を実施

#### ○監査

受領委任の取扱いにより療養費を請求する柔道整復師等に対し、療養費の請求内容について、不正等が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施

#### 【監査後の措置】

『受領委任の取扱いの中止』

※指導・監査等の業務は、平成20年10月に社会保険事務局から地方厚生(支)局に業務が移管

## 保険医療機関等への指導

- 集団指導** 保険医療機関等、保険医等に対し、新規指定(登録)時、診療報酬の改定時等に講習等の方式により行う。
- 新規指定個別指導** 保険医療機関等に対し、新規指定から概ね6ヶ月から1年以内に、個別に面接懇談方式で行う。
- 集団的個別指導** レセプト1件当たりの平均点数が高い(上位8%)保険医療機関等に対し、個別に簡便な面接懇談方式で行う。
- 個別指導** 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においてもレセプト1件当たりの平均点数が高い(上位4%)保険医療機関等に対し、個別に面接懇談方式により行う。  
ただし、診療内容等についての情報提供等があった場合等については、それを優先して行う。

## 柔道整復師への指導

- 集団指導** 概ね1年以内に受領委任の取扱いを承諾した柔道整復師に対し、講習会形式により行う。
- 個別指導** ・受領委任の規定等に違反しているものと認められる  
・施術内容等について情報提供があった等の柔道整復師に対し、個別に面接懇談方式により行う。

## 指導・監査をめぐる状況

- 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム  
(平成19年5月15日経済財政諮問会議 厚生労働大臣提出資料)
9. 不正な保険医療機関、介護サービス事業者等への指導・監査の強化  
・診療報酬の包括化の普及等に伴い、保険医療機関等の指導・監査を更に強化するとともに、個別指導を行う数について毎年8,000箇所を目指す。
- 経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)  
第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築
1. 国民生活を支える社会保障制度の在り方等  
(1) 現行制度の効率化と持続可能で信頼できる社会保障制度の再確立  
・現行制度について、サービスの質の維持・向上を図りつつ、効率化に徹底して取り組む。具体的には、昨年度策定された「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」に沿って、供給コストを最大限低減する努力を行うこととし、不正・不適切な保険請求の是正を行う。

## 保険医療機関等への指導・監査の状況

	17年度	18年度	19年度	20年度
個別指導件数	2,878箇所	3,334箇所	3,264箇所	3,410箇所
新規指定個別指導件数	5,046箇所	5,533箇所	5,255箇所	4,938箇所
集団的個別指導件数	10,746箇所	10,658箇所	11,490箇所	12,593箇所
監査件数	104箇所	124箇所	105箇所	69箇所
返還額	60億6千万円	53億4千万円	55億5千万円	36億6千万円
適時調査	1,689箇所	1,618箇所	1,425箇所	1,225箇所

※ 返還額は、個別指導、新規指定個別指導、監査によるものである。

## 保険者等の医療費の適正化の取組

### ○保険者におけるレセプト点検等

- ・ 審査支払機関から保険者へ送付されるレセプトについて、資格点検、内容点検、外傷点検等を行い、医療費の適正化を図る。
- ・ レセプト電子化に伴い、体系的な内容点検項目の拡充を図る。【審査支払機関、保険者】

### ○後発医薬品の使用促進

希望カードや被保険者あての後発医薬品利用差額通知の送付等により、後発医薬品の使用促進を図る。

### ○医療費通知の送付

保険者が被保険者に、医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることにより、健康に対する認識を深めさせ、ひいては保険事業の健全な運営に資することをねらいとして実施。

### ○被扶養者の確認

被用者保険においては、被扶養者に該当しなくなった者による無資格受診の防止等のため、被扶養者に該当するかどうかの確認を実施。

## 2 現状

### ○保険医療機関等への指導・監査

#### 指導・監査業務の充実・強化

##### (1) 体制の充実・強化

- ① 平成22年1月に社会保険庁からの職員の振替等  
職員：約120名、謝金職員：約230名
- ② 新規増員  
平成21年度：15名、平成22年度：8名

##### (2) 資質の向上

- ① 平成22年1月に増員された職員を対象に研修を実施(平成22年2月)
- ② 全国7箇所、指導医療官を対象に本省から職員が出向き研修を実施(平成22年2月～3月)

##### (3) 業務指導

業務を効率的かつ効果的に行うため、全国的に統一化・標準化を図る必要があることから、地方厚生(支)局及び都府県事務所に本省による業務指導の実施(各厚生局、都府県事務所 22箇所)

#### 人員体制の不足

##### (1) 職員の不足

年金記録問題への対応のため、100名の職員が現在も日本年金機構へ出向(平成24年3月まで)

##### (2) 指導医療官の欠員

医科の指導医療官 32名(定員73名)  
歯科の指導医療官 3名(定員50名)

#### ※医科の指導医療官の人材確保が困難な主な理由

- ① 職責から、指導する立場として十分な臨床経験が必要である
- ② 臨床が出来なくなるとともに、医師を処分する職務である
- ③ 臨床医との所得格差がある

## ○柔道整復師への指導・監査

### 療養費の適正化

- (1) 平成21年度行政刷新会議の指摘
- ・ 柔道整復療養費は国民医療費の伸びを上回る勢いで増加
  - ・ 部位別請求の地域差が大きい。  
→ 多部位請求の適正化など給付の適正化が必要
- (2) 平成22年療養費改定における対応
- ① 多部位請求の適正化
    - ・ 4部位目の給付率の見直し  
33% → 0%
    - ・ 3部位目の給付率の見直し  
80% → 70%
    - ・ 3部位目以上は部位毎に請求の原因を記載
  - ② その他の適正化事項
    - ・ 領収書の無料発行を義務付け
    - ・ 明細書については希望する者に発行を義務付け
    - ・ 骨折・脱臼の医師の同意を施術録のみならずレセプトにも記載
    - ・ レセプトに施術日を記載
    - ・ 不正等があった場合に施術所の管理者だけでなく開設者の責任も問えるようにする

### 審査及び指導監査

- (1) 審査委員会
- ① 施術者、保険者、公益の三者構成
  - ② 協会けんぽ:47都道府県支部に設置
  - ③ 国保連:37都道府県の国保連に設置  
(協会けんぽの審査委員会で実施:10県)

### (2) 審査の課題

- ① 審査基準が統一されていない
- ② 審査委員の選定基準が不明確
- ③ 支給申請書の様式が統一されていない

### (3) 指導・監査の課題

- ① 指導・監査の実施基準が未整備
- ② 人員体制の不足
  - ・ 地方厚生局における柔道整復担当者数  
各厚生局に1名

### 柔道整復に係る療養費の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
柔道整復療養費	2,887 億円	2,999 億円	3,098 億円	3,212 億円	3,377 億円

(注)保険局医療課とりまとめ推計

### 柔道整復師への指導・監査の状況

	17年度	18年度	19年度	20年度
個別指導件数	261箇所	211箇所	186箇所	72箇所
監査件数	17箇所	14箇所	20箇所	18箇所
返還額	0.6千万円	0.6千万円	0.8千万円	1億3千万円

(注)指導・監査等の業務は、平成20年10月に社会保険事務局から地方厚生(支)局に業務が移管されている。

## ○保険者等の医療費適正化の取組

### 保険者におけるレセプト点検

各保険者において、資格点検、内容点検及び外傷点検等を実施。

(平成20年度実績)

	協会けんぽ	市町村国保	国保組合
請求レセプト(総件数)	3億5,860万件	5億900万件	3,900万件
〃 (総額)	3兆7,080億円	7兆7,500億円	4,340億円
レセプト点検実績(査定額)	670億円	750億円	50億円
査定割合	1.80%	0.97%	1.15%

※ 協会けんぽ分は19'実績値(政管健保分)である。

### 後発医薬品の使用促進

#### (1) 希望カードの送付

- ・ 協会けんぽ 21年度:被保険者等へ配布
  - ・ 市町村国保 21年度:被保険者等へ配布  
 (国の調整交付金で実施を支援。  
 1,012市町村が実施。(22.5.20現在))
  - ・ 後期高齢者医療広域連合  
 21年度～:23広域連合で実施  
 (国の補助金で実施を支援。)
- #### (2) 後発医薬品利用差額通知の送付
- ・ 協会けんぽ 21年7月:広島支部で実施  
 22年1月～6月に全国展開(段階的)
  - ・ 市町村国保 20年7月～:広島県呉市で実施  
 21年度より一部の都道府県国保連合会において差額通知の送付を開始。  
 (国の調整交付金で実施を支援。  
 43市町村が実施。(22.5.20現在))
  - ・ 後期高齢者医療広域連合  
 22年度～:一部の広域連合で実施予定  
 (国の補助金で実施を支援。)

### 医療費通知の実施

各保険者において被保険者に対し、医療機関でかかった医療費の額をお知らせする通知を実施。

(平成20年度実績)

	実施保険者数	実施割合
協会けんぽ	実施	100%
市町村国保	1,745市町村	98%
国保組合	150組合	91%
健保組合	1,192組合	96%
広域連合	41広域連合 (21':43広域連合)	87% (21':91%)

※1 健保組合についてはH19'分の調査によるもの。

※2 広域連合における未実施県:新潟、長野、島根、宮崎

# 改革案

## ○保険医療機関等への指導・監査

保険医療機関等への指導・監査業務等の標準化・統一化等を図るため、実施要領を作成するとともに、本省による都府県事務所への指導等を計画的に実施します。

- (1) 適時調査や指導の手法、個別指導時の患者数・指導時間等に格差があることから、医療指導監査業務等実施要領を作成し(平成22年6月目途)、指導・監査業務等の標準化・統一化を図る
- (2) 指導・監査業務等の標準化・統一化を図ることにより、業務の効率的かつ効果的な処理が可能となることから、適時調査、個別指導等の実施件数の増加を図る
- (3) 指導・監査の精度の向上を図るため、本省職員による地方厚生(支)局(毎年)及び都府県事務所(3年で1巡)への業務指導を実施する(各厚生局、都府県事務所16箇所程度)
- (4) 事務担当者及び指導医療官への実践的研修を実施し、職員の質的向上を図る
- (5) 地方厚生(支)局に対し、四半期毎に各都府県事務所(指導監査課を含む)の調査、指導、監査の実施状況を示し、取組が不十分な都府県事務所には指導を実施する

指導医療官を確保するため、関係各省庁へ処遇改善等の要請・要望を行います。

- (1) 医科の指導医療官の確保のために、文部科学省(大学病院)、都道府県担当部局及び医師会等への協力要請を行う
- (2) 関係省庁に対し、処遇改善(給与、昇格、手当、勤務延長、過去における兼業の見直し等)を要望する



## ○柔道整復師への指導・監査

柔道整復療養費の審査の地域格差を解消するため、算定基準の明確化や様式の統一化を行います。

- (1) 審査の地域差の解消を図るため、算定基準を明確化する(平成22年度末目途)
- (2) 審査の迅速化を図るため、支給申請書の様式を統一するとともに、施術日を記載させるなど、よりの確な審査が出来るようにする(平成22年末目途)
- (3) 審査委員の欠格事由を明確化するなど、選定基準を見直す(平成22年度末目途)

柔道整復師への指導・監査体制の整備のため、指導・監査マニュアルの作成等を行います。

- (1) 指導・監査実施マニュアルの作成(平成22年度末目途)
- (2) 上記マニュアルを基に地方厚生局柔整担当者の情報交換、ネットワーク化を推進する
- (3) 保険者等の協力も得つつ、指導・監査において保険者の審査情報を活用する方策を検討する

## ○保険者等の医療費適正化の取組

レセプト電子化を踏まえ、全ての保険者で電子レセプトの受取・再審査の体制を整備するとともに、レセプト点検の重点化を図ります。

- (1) レセプト電子化の推進に併せ、審査支払機関においてシステムによる種々のチェック拡充を図ることにより、レセプト審査における査定件数の増及び査定点数の割合を高めていく。

### 【電子レセプトにより可能となる審査】

- ・記入もれ、点数誤りは、全てのレセプトについてチェックが可能(従来は目視確認)
- ・保険診療ルールをシステムチェック化する(従来は目視確認)
- ・診療科別、疾病別、診療行為別など、多様な単位での審査の重点化が可能となる。
- ・突合審査(医科・歯科レセプトと調剤レセプトの突き合わせ)及び縦覧審査(複数月のレセプトを通覧する)が可能となる。

- (2) 原則として、すべての保険者の電子レセプトによる受取体制と再審査体制を整備。
- (3) 保険者において、審査支払機関におけるレセプト審査の改善状況を踏まえ、今後、審査支払機関では処理が困難な、複数の医療機関で受診した同一の患者にかかるレセプト、外傷レセプト等への点検の重点化を図る。

医療費通知の100%実施を推進します。

医療費通知が未実施の保険者にとっては、100%実施に向け、国として指導・啓発を図る。

後発医薬品の更なる使用促進のため、希望カードの100%配布や利用差額通知の実施率の向上を図ります。

国の目標である「平成24年度までに後発医薬品のシェア(数量ベース)を30%以上」を達成するため、健保組合を含めた保険者の実施状況を把握するとともに、希望カードの100%実施に向け、実状を踏まえた指導・啓発及び支援を実施。また、後発医薬品利用差額通知についても、各保険者の実状に即した指導・啓発及び支援を行い、実施率の向上を図る。

保険者による適正受診の普及・啓発を推進するため、その実施状況を把握します。

被保険者に対し、適正な受診を推進するため、「医療機関・薬局の受診にあたっての留意点」(別紙)を周知徹底するための広報(ポスター、パンフレット)の作成について、各保険者あて通知するとともに、その実施にあたっては、国も財政支援(被用者保険分は除く)を行う。

また、被保険者への周知徹底の実施状況を把握し、当該普及・啓発事業の実施の向上を図る。

協会けんぽにおける被扶養者資格の再確認を毎年実施します。

協会けんぽにおける被扶養者資格の再確認について、健康保険組合と同様、平成22年度以降、毎年実施することとしている。

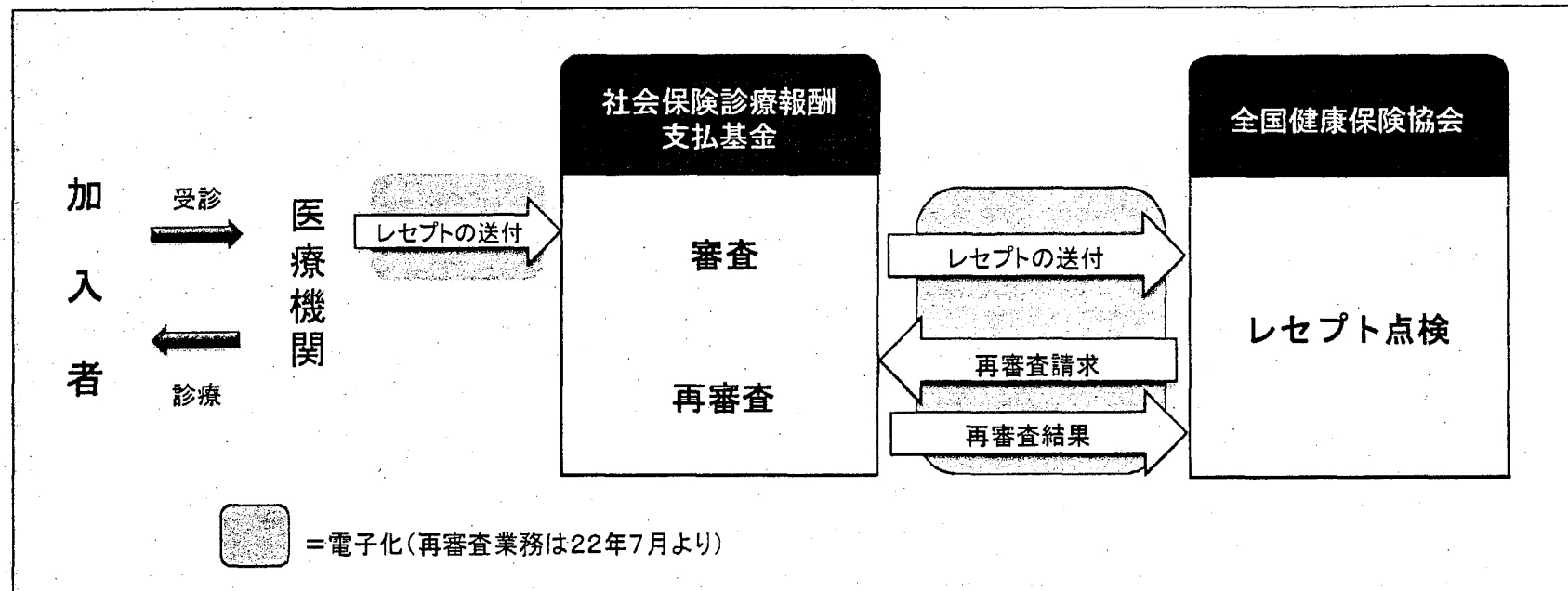
## 平成20年度 指導監査実施状況 (個別指導・監査)

都道府県	医科			歯科			薬局			
	保険医療機 関数	実施数		保険医療機 関数	実施数		保険薬局数	実施数		
		個別指導	監査		個別指導	監査		個別指導	監査	
北海道厚生局	3,408	21	2	3,215	11	3	2,062	34	0	
東北厚生局	青森	894	26	0	594	22	2	517	20	0
	岩手	865	33	3	649	25	0	545	21	0
	宮城	1,511	38	1	1,089	33	1	1,048	66	0
	秋田	716	29	1	506	20	0	495	20	0
	山形	839	34	0	476	19	0	450	18	0
	福島	1,362	29	2	975	37	0	796	31	1
厚生局計	6,187	189	7	4,289	156	3	3,851	176	1	
関東信越厚生局	茨城	1,543	38	0	1,404	50	0	1,011	38	0
	栃木	1,280	9	0	965	9	1	628	16	0
	群馬	1,490	7	0	984	15	0	655	4	1
	埼玉	3,648	70	0	3,290	41	0	2,189	31	0
	千葉	3,287	26	0	3,117	34	1	1,926	44	0
	東京	11,562	58	3	10,423	50	3	5,746	30	0
	神奈川	5,706	44	1	4,901	188	0	3,257	131	0
	新潟	1,545	8	2	1,270	5	0	1,026	12	0
	山梨	597	6	0	408	13	0	359	14	0
	長野	1,398	6	0	1,027	41	0	824	31	0
厚生局計	32,056	272	6	27,789	446	5	17,621	351	1	
東海北陸厚生局	富山	758	30	0	451	17	0	315	11	0
	石川	820	13	1	505	16	0	369	6	0
	岐阜	1,360	15	0	981	31	0	860	4	0
	静岡	2,477	18	0	1,749	31	2	1,504	60	0
	愛知	4,324	21	1	3,722	23	0	2,819	17	0
	三重	1,419	17	0	872	33	1	645	21	0
厚生局計	11,158	114	2	8,280	151	3	6,512	119	0	

## 平成20年度 指導監査実施状況 (個別指導・監査)

都道府県		医科			歯科			薬局		
		保険医療機関数	実施数		保険医療機関数	実施数		保険薬局数	実施数	
			個別指導	監査		個別指導	監査		個別指導	監査
近畿厚生局	福井	544	14	0	290	11	0	200	10	0
	滋賀	837	30	1	532	10	0	396	14	0
	京都	2,492	9	1	1,374	16	1	778	11	0
	大阪	8,397	4	5	5,415	5	1	3,257	7	0
	兵庫	4,833	4	0	2,982	10	2	2,074	2	0
	奈良	1,082	33	0	727	30	1	458	20	0
	和歌山	1,117	20	0	562	21	1	406	16	0
厚生局計	19,302	114	7	11,882	103	6	7,569	80	0	
中国四国厚生局	鳥取	490	32	1	275	10	0	246	14	0
	島根	673	11	0	304	4	1	252	0	0
	岡山	1,394	3	2	1,053	4	0	695	10	0
	広島	2,598	2	1	1,590	0	0	1,448	0	0
	山口	1,269	50	0	730	27	0	748	37	0
厚生局計	6,424	98	4	3,952	45	1	3,389	61	0	
四国厚生支局	徳島	773	24	0	435	16	1	319	12	0
	香川	777	39	0	480	19	0	440	18	0
	愛媛	1,195	23	1	691	27	0	487	19	0
	高知	619	24	2	363	15	0	321	14	0
厚生支局計	3,364	110	3	1,969	77	1	1,567	63	0	
九州厚生局	福岡	4,238	16	2	2,896	35	4	2,324	15	0
	佐賀	703	18	1	448	11	1	508	16	1
	長崎	1,407	55	0	790	31	0	670	27	0
	熊本	1,492	50	1	872	32	1	707	16	0
	大分	1,013	24	0	567	21	0	519	21	0
	宮崎	929	29	0	534	19	0	484	20	0
	鹿児島	1,431	52	0	847	33	0	741	27	0
	沖縄	777	15	1	643	19	2	426	17	0
厚生局計	11,990	259	5	7,597	201	8	6,379	159	1	
全国計	93,889	1,177	36	68,973	1,190	30	48,950	1,043	3	

## 診療報酬明細書(レセプト)点検について(協会けんぽの例)



### レセプト点検効果とは

- 保険者は、社会保険診療報酬支払基金によるレセプト審査後、医療費適正化対策として更に、次のようなレセプト点検を行っている
  - ・ 加入者の資格の有無に係る点検(資格点検)
  - ・ 診察、投薬、検査等の診療内容に係る点検(内容点検)
  - ・ 給付対象の傷病が交通事故などに起因するものか否かの点検(外傷点検)
- 上記の結果、保険給付とすることに疑義が生じた場合は、支払基金に対して再審査を請求
- 支払基金において再審査した結果、請求が認められた場合には、保険給付が減額(点検効果)

事業番号 1

論点等説明シート

事業名	医療給付費の適正化					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	6,514,394	7,112,764	7,849,023	8,072,046	
	執行額	6,514,310	7,112,764	7,848,688		
	執行率	100	100	100		
	総事業費(執行ベース)					

事業についての論点等

(事業の概要)

全国健康保険協会、市町村、後期高齢者医療広域連合等医療保険者に対し、健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険給付費等に対する国庫負担額を交付。

(主な国庫負担割合:全国健康保険協会16.4%、市町村国保43%、後期高齢者医療33%)

(論点)

○ 保険医療機関への指導・監査の強化、柔道整復療養費への審査・監査の強化により、医療給付費の縮減ができるのではないか。

具体的な論点としては、

- ・ 指導や審査等の手法・時間等に地域間格差があることから、指導・監査を実施するための基準の統一化を図るべきではないか。
- ・ 指導・監査の件数を増加させるためにはどのようにすべきか。  
参考:平成20年度個別指導の目標:8000箇所 実績:3410箇所
- ・ 指導医療官の人員確保を図るためにはどのようにすべきか。  
参考:指導医療官の欠員 医科:32名 歯科:3名
- ・ 領収書、明細書の発行など、22年度の柔道整復療養費改定等で行った適正化をより実効あるものとするためには、どのようにすべきか。
- ・ 柔道整復療養費において多部位請求の多い施術所に対し、指導・監査を重点的に行うため、保険者の審査情報と指導・監査の連携を密にすべきではないか。  
参考:柔道整復療養費全体における3部位請求の割合(平成20年10月分調査)  
割合が高い県・・・徳島県(74.2%)、兵庫県(68.7%)  
割合が低い県・・・岩手県(17.5%)、愛媛県(19.8%)

〔 レビュー当日における  
外部有識者コメント 〕

## (事業名)医療給付費の適正化

### ①実態把握

把握水準が妥当 0 人

把握水準が不十分 8 人

#### <外部有識者のコメント>

○具体的な事業の費用対効果が見えない部分がある。例えば、処遇改善のために必要な予算額など明確でない。適正化で議論できる論点は他にもいろいろあったのではないか。

○指導・監査を改革の第一に挙げておきながら、その費用及び効果に具体性が全くない。保険者の医療給付の適正化に係る支出内容が全く見えない。

○医療給付費の適正化がテーマになっているのに、医療給付の範囲が妥当かどうか議論されていない。

○返還額の理由について調べていない。

○「適正化」事業のレビューであるにも関わらず、医療給付費の国庫負担額を対象としてあげられても論点が全く把握できない。人件費も含めた「適正化」事業のコスト分析が必要。また、「適正化」の内容も明確でない。

○現実的な目標設定がないこと自体が驚きである。例えば、「レセプト医師の処遇の改善」はいつ、何人、どの位の予算規模で可能かが明示されない限り、まともな議論にならない。

○指導・監査の返還理由については、具体的に内容を把握し、対策を検討すべき。資格、外傷、診療内容(投薬含む)、届出内容などの割合が見えないと対応できないと考える。

○柔整師への指導・監査の強化や支払いのあり方を見直した点など評価できる。しかし、被保険者への情報提供の拡大や、医療施設へのモニタリングの強化については、情報の把握が不十分では。また、資金の流れが明確でない。それぞれの事業がどのような資金ソース(保険料なのか、国費なのか)から出てきているのか、明らかにした方がよい。

○「指導・監査体制強化」について論点で挙げられているにも関わらず、その部分のコスト・予算が全く示されず。



## ②事業見直しの余地

コメント結果		事業は継続するが更なる見直しが必要
改革案は妥当 0 人		
改革案では不十分  8 人	0 人	事業の廃止(直ちに)
	0 人	事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)
	1 人	国が実施する必要なし(地方公共団体の判断に任せる)
	0 人	国が実施する必要なし(民間の判断に任せる)
	1 人	国が実施する必要なし(その他(地方+民間))
	6 人	事業は継続するが、更なる見直しが必要

## &lt;とりまとめコメントの概要&gt;

- 指導・監査について、地方との役割分担をさらに見直すべき。
- 指導・監査について、問題点、コストを把握し、どの水準でどこまでやるべきかを精査する必要がある。
- 昨年の事業仕分けを受けて、一部実施に移されているものは評価するが、その他の給付範囲の見直しといった指摘事項に対してどのような状況にあるのか。

## &lt;外部有識者のコメント&gt;

- 抜き打ちによる適時調査(非医師)の充実により施設基準のみならず、ケアの質(例えば身体拘束)にまで踏み込んだ抑止力が発揮され得る。社会福祉施設の指導・監査と一定部分共通化が図れないか(医療本体は評価できないとしても)。医師確保のための具体的な予算確保策を講じるべき。
- 目標年度、必要な費用及び見込み効果、投入される人的リソース、関係団体における必要な取り組み等、具体的に説明すべき。
- 昨年の事業仕分けで挙げられた医療給付の範囲の妥当性について検討すべき。ビタミン剤、湿布薬など市販品類似薬を保険外とする方向性の検討。ホテルコスト(入院時の食費)の適正化(引上げ)。
- 保険制度の簡素化が前提であるが、指導・監査は都道府県に一本化し、ITを活用した点検を主体とし、抜き打ちで訪問審査を都道府県が行う。
- 不適正な診療報酬の事案分析を国が全く行っていないように見受けられる。具体的な問題点を把握の上、政策目標を長期的に策定し、それに向けて具体的な施策を位置づけるべき。まずは事業のコストの把握を行うべき。
- いつもながら課題の全体像の把握ができていないので有効な議論にならない。①目的を決める②現状把握(患者の立場から、現場の立場で見ても)③分析(定量的に)④改善案⑤チェック。
- ①施設基準等届出内容の確認を医政局との連携で継続的に行えるよう検討すべきと考える。②査定の充実が必要であるが、加えて、療養担当規則に則った正確な請求が行えるよう、事前の指導に力を入れるべきと考える。
- レセプトチェックの実施状況や不正請求の発生状況について、地域間格差がある理由を明らかにすべき。国保連のレセプトチェックにはどのような問題があるのか、地域医師会からの審査員の推薦等、不透明な人選が行われていないか検討すべきである。
- 医療機関へは、患者の大きな信頼があり、その意味でも指導・監査制度の持つ意義を十分認識し、取り組むべき。患者側は公の監視の目に頼るしかない。一方的に指導・監査を実施するだけでなく、そこから現場における課題を吸い上げて、それを国として検討、議論し、更にフィードバックしていくべき。適正受診の推進については、労働者ニーズ、病気の早期発見の観点からも、平日診療時間延長、土日診療の検討を願いたい。